

## 公共政策系専門職大学院認証評価

### 点 検 ・ 評 価 報 告 書

公共政策系専門職大学院名称 : 東北大学 公共政策大学院  
(公共法政策専攻)

## 目次

序章	3
<b>本章</b>	
<b>1 使命・目的</b>	
項目 1 : 目的の設定及び適切性	5
項目 2 : 目的の周知	7
<b>2 教育内容・方法・成果</b>	
項目 3 : 教育課程の編成	9
項目 4 : 単位の認定、課程の修了等	14
項目 5 : 履修指導、学習相談	18
項目 6 : 授業の方法等	20
項目 7 : 授業計画、シラバス	24
項目 8 : 成績評価	25
項目 9 : 改善のための組織的な研修等	28
項目 10 : 修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用	31
<b>3 教員・教員組織</b>	
項目 11 : 専任教員数、構成等	34
項目 12 : 教員の募集・任免・昇格	36
<b>4 学生の受け入れ</b>	
項目 13 : 学生の受け入れ方針、定員管理	38
項目 14 : 入学者選抜の実施体制・検証	42
<b>5 学生支援</b>	
項目 15 : 学生支援	46
<b>6 教育研究等環境</b>	
項目 16 : 施設・設備、人的支援体制の整備	50
項目 17 : 図書資料等の整備	51
項目 18 : 専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価	53
<b>7 点検・評価、情報公開</b>	
項目 19 : 点検・評価	55
項目 20 : 情報公開	57
終章	60

## 序 章

### (1) 東北大学公共政策大学院の設置の経緯及び目的、特色について

東北大学公共政策大学院は、東北大学開学以来の「研究第一主義」の伝統、「門戸開放」の理念、「実学尊重」の精神を基に、「重要な政策課題を発見する能力、政策を立案・評価する能力、政策を説明・伝達する能力を備えた政策プロフェッショナルを育成すること」を目的とした大学院として、2004年に発足した。組織上は、東北大学大学院法学研究科の一専攻（公共法政策専攻）である。

本大学院は、政策プロフェッショナルを育成するという固有の教育目的を達成するために、その設立当初から体験型政策教育、すなわち**公共政策ワークショップ**（1年次のワークショップ I、2年次のワークショップ II）をカリキュラムの中核に据え、その実践と改善に取り組んできたことを主たる特色としている。1年次の通年必修科目である「公共政策ワークショップ I」は、学生が4つのプロジェクト・チームのいずれかに所属し、各チームに配置された実務家教員と研究者教員の指導のもと、中央官庁・自治体・企業・NGOなどを幅広く網羅したフィールドワーク・聞き取り調査を数多く行い、現場感覚および集団のなかで個性と専門技能を発揮する術（「現場力」）を養うことを狙った授業である。このような取り組みは、日本国内の大学院では稀有であり、本大学院の代名詞といっても過言ではない。

以上のような本大学院の教育の特色は、社会一般に広く周知するべく努めてきたところであり、また（2）で述べるような評価を受けてきた。

### (2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取り組み

本大学院は、2007年、2008年、2009年、2011年、2013年、2015年、2017年に、東北大学大学院法学研究科の外部評価（第三者評価）委員会による外部評価を受けている。また、2019年度には、新たに設置が義務づけられた**教育課程連携協議会**による外部評価を受けた。

この他に、大学評価・学位授与機構による、国立大学法人等の第1期中期目標期間（2004年度～2009年度）における教育研究の状況の評価を受けている。また、大学基準協会については、2012年度と2017年度に公共政策系専門職大学院認証評価を受けている。これらの評価の度に、本大学院は、自己の姿を見直しつつ、その長所をさらに伸ばし、問題点を改善すべく努めてきた。

本大学院は、2017年度の大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価において「公共政策系専門職大学院基準に適合」という評価を受けたが、その際に以下のように1つの「**勧告**」がなされ、複数の「**検討課題**」が示された。

**勧告**：成績評価の基準や方法などを課程ごとに区別しないまま、学部の授業科目を修了要件単位として認定していることの是正。

#### **検討課題**：

- (1) 「公共法政策専攻」という専攻名や「公共法政策修士」という学位の名称についての説明。
- (2) カリキュラムの改善（経済学系科目の増加、基幹科目・展開科目の区分の明確化、基礎的・入門的科目の確保、「公共政策基礎理論」の内容見直し）。
- (3) シラバスの様式統一。
- (4) 成績評価に関する問い合わせ制度の見直し（不合格者以外にも適用）。

(5) 定員充足＝入学者数の低下に歯止めをかける。

2017年度の認証評価を基づいた今回の自己点検・評価では、本大学院の評価改善・基本戦略委員会が中心となって、勧告を受けた事項ならびに複数の検討課題に全スタッフを動員する形で取り組み、本報告書で詳述するように、勧告事項の速やかな解決と検討課題の改善を実現した。

「勧告」に対しては、後述するように、速やかに是正に着手し、適切な再発防止策を講じたことを2018年8月に提出した「改善報告書」において説明した。それに対して大学基準協会から示された「改善報告書検討結果」において、「勧告事項を真摯に受け止め、検討を重ね、改善を図ってきたことが確認できた」、「指摘事項への改善が完了したと認められる」という回答を得た。

検討課題に関しては、具体的な検討方法および改善策を上記の「改善報告書」において示したことにより、「改善報告書検討結果」においては追加の指摘を受けなかった。検討課題(2)(3)

(5)に関する不断の検討と改善の結果、本報告書において項目別に詳述するように、一定の成果をあげた。特に定員管理に関しては、大幅な改善を実現できたと認識している。検討課題(1)に関しては、名称変更も視野に入れた検討を重ねてきたが、やはりこの名称が本大学院の教育のあり方に直結しているという意見が根強いため、ウェブサイト「公共法政策」に関する説明文を加えた。検討課題(4)に関しても検討を行ったが、目下のところ慎重意見が多く、引き続き本大学院のFD懇談会における議論と評価改善・基本戦略委員会における検討を続ける予定である。

このたび本大学院では、専門職大学院としての資質と能力のさらなる向上を図ることを期して、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価をうけるべく、上記のような自己点検・評価の作業を踏まえて、大学基準協会に2022年度の公共政策系専門職大学院認証評価の申請を行った。

## 本章

### 1 使命・目的

#### 項目 1：目的の設定及び適切性

公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命 (mission) とは、公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識及び広い見識を身につけ、高い職業倫理観をもった人材を養成することである。

各公共政策系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、当該公共政策系専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各公共政策系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。

[F群]

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。〔「専門院」第2条第1項〕[L群]

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。〔「大学院」第1条の2〕[L群]

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。[A群]

#### <現状の説明>

東北大学公共政策大学院は、「世界水準の研究を理解し、これに創造的知見を加えて新たな展開を遂行できる創造力豊かな研究者及び高度な専門的知識を持つ高度専門職業人を養成する」という東北大学の大学院教育の理念に基づき、東北大学公共政策大学院規程第1条の2において、「重要な政策課題を発見する能力、政策を立案し、及び評価する能力並びに政策を説明し、及び伝達する能力を備えた政策プロフェッショナルを育成すること」を「固有の目的」として明文化している（資料 1-1：37 頁）。（評価の視点 1-1、1-3）

本大学院が所属する東北大学大学院法学研究科は、以下のように3つの長期目標を掲げている。

- ① 法学・政治学研究の卓越した知的拠点の形成
- ② 社会をリードする卓越した知的人材の育成
- ③ 研究・教育・学習機能を有機的に関連させた、機能本位の優れた知的空間の形成

この3つの長期目標は、東北大学大学院法学研究科が100年前に東北帝国大学法文学部として設置されて以来、国および地方の産官学の各界に「法政プロフェッショナル」ともいえるべき人材を多数輩出してきた伝統に立脚しつつ、引き続き行政や司法の制度を支える優れた専門家を輩出するべく定められたものである。本大学院の「固有の目的」は、東北大学大学院法学研究科の伝統と長期目標を継承したうえで、特に公共政策のプロフェッショナルの育成に特化した教育を実施するという使命を明確化するために設定された。

上記の「固有の目的」については、東北大学公共政策大学院の2022年度大学院案内（以下、『大学院案内』）において、「これからの社会を構想する」と題して、以下のように、本大学院の具体的な活動に言及しつつ、説明している。（資料 1-2：2 頁）

「人口減少社会」や「地方消滅」といったこの国の構造的課題を考える余裕すらないほど、すべての人が生命・健康を脅かすリスクに向き合わされる状態が続いています。この現状の

なかでそれでも、「私」は何をすべきか、「私たち」は何をすべきか、「みんな」は何をすべきかを考え、動くこと、そのためにとるべき方法を学ぶことは、公共政策大学院の存在意義の一つではないかと思えます。

東北大学公共政策大学院は、2004年の開設から17年目を迎えました。開設に向けた準備のなかで、諸外国における公共政策分野での高度職業人材の養成のあり方をも参考にしながら、政策の調査・提言を集団作業で行う公共政策ワークショップという教育方法に挑戦する決断をいたしました。

ワークショップは、学生と教員による17年間の（そしてこれからも続く）試行錯誤の結晶であるとも言えます。毎年、4つのワークショップのチームごとに、仙台・宮城・東北の現場に密着しつつ、日本全体、そして世界を見据えながら、個別具体的に課題を抽出し、その解決に向け、実効性を備えた政策提言を行っています。中央省庁から派遣された実務家教員が自らの経験のなかで獲得してきたものを余すことなく伝えること、研究者教員もまた自らの専門分野に抛りつつ現場の生々しい課題と格闘すること、を通して、実務と理論の協働をわずかなりとも実現しえているのではないかと自負しています。

東日本大震災から10年を経た今年度は、公共政策にとっても東北大学公共政策大学院にとっても、一つの節目の年に当たります。2つのワークショップがそれぞれのアプローチで防災をテーマとし、あのときから被災地に位置する大学として継続してきた営みをも振り返り、今後につなげていきます。残り2つのワークショップは、脱炭素地域づくり政策と「ニューノーマル」時代の地域政策をテーマとして選択しました。日常化する危機のなかでこれからの社会をどう構想していくかを考えるという点で、4つのワークショップは貫かれているように思います。

この一年間、公共政策大学院でも小さなPDCAサイクルを実践し続けてきました。特に「**現場主義**」を掲げるワークショップでは、学生・教員ともに試行錯誤を重ね、オンラインでのヒアリングや報告会を含めて例年と変わらぬ成果を挙げることができました。この経験に基づく自信を胸に、今年度は、残された課題に取り組みつつ、東北大学公共政策大学院の未来を切り拓いていけるよう、ともに、そしてそれぞれに力を尽くしていきたいと思えます。

以上の説明は、本大学院の「固有の目的」が専門職大学院設置基準第2条第1項の「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」という規定と整合したものであることを示している。（**評価の視点1-2**）

「政策プロフェッショナルを育成する」という本大学院の「固有の目的」は、「現場」、すなわち政策立案の現場（中央官庁・地方自治体）や政策の対象となる現場（主として東北六県）との密接なインターアクション、すなわち公共政策ワークショップをつうじて実践されている点に主たる特色（「現場主義」・「現場重視」）がある。このことは、例えば、『大学院案内』において本大学院の「3つの特長」の1つとして挙げられている「**実践的なワークショップ**」に関する説明において以下のような形で明記されている。（資料1-2：3頁）

#### **特長1：実践的なワークショップ**

東北大学公共政策大学院の中核をなす「公共政策ワークショップ」では、現場を幅広く体験・観察し、現場の声を踏まえて、具体的な政策提言をつくりあげていきます。

#### **特長2：高度で多彩なカリキュラム**

法学、政治学系の科目にとどまらず、経済学、さまざまな政策分野に関する演習など、高度で多彩なカリキュラムを提供しています。

### 特長3：少人数制によるキャリア形成支援

研究者教員、実務家教員が受け持ちの学生に対して、学習、進路など、きめ細かく相談・指導に当たります。

2018年度以降、『大学院案内』の表紙に『**現場力**』を身に付ける。教室からフィールドへ』というフレーズを載せるようになったことも、本大学院の「固有の目的」が備えている特色に基づいている。この場合の「現場力」とは、問題・課題を抱えている社会の現場および解決策を検討している組織の現場に適応しつつ個性と能力を発揮するために必要となる知識、視座、スキル、経験を意味する。(資料1-2：表紙) (評価の視点1-4)

#### <根拠資料>

- ・添付資料1-1：令和3年度(2021年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料1-2：令和3年度(2021年度)東北大学公共政策大学院大学院案内

### 項目2：目的の周知

各公共政策系専門職大学院は、固有の目的をホームページ、大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

#### <評価の視点>

1-5：ホームページ、大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。(「学教法施規」第172条の2第1項)〔L群〕

1-6：教職員、学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔A群〕

#### <現状の説明>

本大学院の「固有の目的」およびその特色は、本大学院のウェブサイトをつうじて公表されているほか、学内外で複数回実施される入試説明会と進学・キャリア相談会、オープンキャンパス、『大学院案内』の配布、公共政策ワークショップの中間・最終報告会の一般公開等を通じて広く社会に向け発信されている。(評価の視点1-5)

学内の構成員に対しての固有の目的の周知に関しては、学生に対するものとしては入学時のオリエンテーションに始まり、「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」等の中核的授業を通じ修了まで不断に目的達成への綿密な指導が行われている。教職員に対する固有の目的の周知については、各教員が着任する際に公共政策大学院の院長が行うブリーフィングおよび年度をつうじて複数回開催される公共政策ワークショップ運営委員会の場において繰り返し行われている。また、FD懇談会での定期的な検討に加え、毎年5～6月の『大学院案内』作成時に、固有の目的やそのための施策に関する全体での検討が加えられている。(評価の視点1-6)

#### <根拠資料>

- ・添付資料1-1：令和3年度(2021年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料1-2：令和3年度(2021年度)年度東北大学公共政策大学院大学院案内

・添付資料 1-3：東北大学公共政策大学院ウェブサイト

(<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/>)

## 【1 使命・目的の点検・評価】

### (1) 検討及び改善が必要な点

使命・目的の適切性については、上記のとおり、大学院の目的が明文化されており、専門職学位制度の目的と整合したものであると判断できる。また、使命・目的の周知についても、上記のとおり、様々な機会を通して社会一般への公表を行っているが、志願者数を増やすために、より一層の発信が必要と認識している。

### (2) 改善のためのプラン

本大学院では、ウェブサイトにおけるニューズレターやワークショップの報告書の掲載、年間複数回行われる学内外での入試説明会および進学・キャリア相談会、オープンキャンパス、模擬講義（ミニ・ワークショップ）、『大学院案内』の配布等、広報活動に努めているところであるが、なお一層、本大学院の使命・目的の周知を図ることとしたい。具体的には、Facebook、Instagram、Twitter といった SNS を活用した情報発信を検討している。目下の課題は、誰がどのような方法で SNS に本大学院の情報をアップするのかといった点に関するルール作りであり、ルールの共有をはかったうえで実施していきたい。

2018 年度以降の『大学院案内』では、公共政策ワークショップや「現場重視」という本大学院の特色をアピールすることに力点を置く一方で、「固有の目的」に関する説明が 2018 年度以前のものと比べると不十分であるという点が自己点検の過程で確認されたので、2023 年度の『大学院案内』から改善をはかる予定である。

## 2 教育内容・方法・成果

### (1) 教育課程・教育内容

#### 項目3：教育課程の編成

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、公共政策系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針は、学生に周知を図ることが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋を図ることに留意し、教育課程を体系的に編成する必要がある。また、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即して、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育内容を導入するとともに、特色ある授業科目を配置することが望ましい。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔F群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。（「専門院」第6条）〔F群、L群〕

(1) 公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識（法学、政治学、経済学の3つの分野を基本にした幅広い科目）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観をもった人材を養成する観点から編成していること。

(2) 公共政策系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を扱う科目を適切に配置していること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4：産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、(1)以外の者が過半数であること。（「専門院」第6条の

2）〔L群〕

(1) 学長又は当該公共政策系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員

(2) 公共政策系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、公共政策系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、公共政策系分野の実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。）

(4) 当該公共政策系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該公共政策系専門職大学院の長が必要と認める者

2-5：公共政策系分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成

していること。（「専門院」第6条第2項）〔L群〕

2-6：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育内容を導入しているか。〔A群〕

2-7：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目があるか。〔A群〕

### <現状の説明>

本大学院のディプロマポリシー（学位授与方針）は以下のとおりである。

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程公共法政策専攻（公共政策大学院）では、次に掲げる目標を達成した学生に公共法政策修士（専門職）の学位を授与する。

- ①公共政策の分野における高度専門職業人である「政策プロフェッショナル」に相応しい専門知識を修得し、公共政策に関わる職業を担うための深い学識及び卓越した実務能力を有している。
- ②時代とともに変化し多様化する「公」に対する社会的ニーズを踏まえつつ、高い職業倫理をもって「公」を目指して行動し、社会の発展に貢献することができる。
- ③公共政策の企画に必要な国際的視野、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を有するとともに、自己の教養と専門性を深めるよう常に研鑽に努めることができる。

本大学院のカリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）は以下のとおりである。

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程公共法政策専攻（公共政策大学院）では、ディプロマポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ①理論と実務の融合という観点から、高度な理論教育と実務家の経験に基づく政策実務の教育を行う。
- ②理論教育においては、公共政策の分野における高度専門職業人である「政策プロフェッショナル」として必要な専門的知識・能力の獲得を促すために、公共政策を企画する基盤となる専門科目を体系的に提供する。
- ③政策実務の教育においては、体験型政策教育の理念に基づき、「公共政策ワークショップ」を中心として、事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論や質疑応答等の適切な教育方法を用いる。
- ④課程修了に必要な授業科目を適切に履修できるように指導する体制を整備する。
- ⑤修了認定に関する基準を明示し、当該基準にしたがって学習成果に係る評価を適切に行う。

以上のディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーは、学生便覧およびウェブサイトにおいて明示されており、入学時のガイダンスにおいても学生に周知しているところである。

（資料 2-1：45 頁）（評価の視点 2-1）

本大学院の授業科目は、東北大学公共政策大学院履修内規に示す通りである。（資料 2-1：42-44 頁）

本大学院の授業科目は、2009 年度から、「**必須科目**」、選択必修科目である「**基幹科目**」、選択科目である「**展開科目**」の 3 種に整理されている。

#### ① 必須科目

「必須科目」は、1 年次配当の「公共政策ワークショップ I（12 単位）」および「政策調査と論文作成の基礎（2 単位）」、2 年次配当の「公共政策ワークショップ IIA・B（計 8 単位）」から構成される。これらは、現実の政策課題について理解を深めた上で（専門知識）、自ら調査・分析を行い（分析力）、課題解決に資する具体的な政策提言を立案し（思考力）、その提言をわかりやすく、かつ説得力のある形で発信する（コミュニケーション力）ための基本的な技法の習得を行う授業科目である。これらは、本大学院の「固有の目的」に即した特色を最も象徴的に体現している科

目であり、本大学院が理念としている「体験型政策教育」（「現場力」を高める教育）の中核をなしている。これらの科目および基幹科目の「公共哲学」では、実務家教員ならびに研究者教員によって公共政策に携わる際の心構え（職業倫理）および守るべき規範・ルールについても様々な形で繰り返し指導が行われている。（評価の視点 2-2 (1)、2-7）

「公共政策ワークショップ I」においては、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織と協力関係を結び、それらが現に抱えている政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、6～8名程度の学生がグループ作業で、政策課題の具体化・行政機関へのヒアリング・現場調査・統計データの収集を行いつつ、討論を繰り返して、解決案を作成する。

解決案は、プロジェクト関連機関の担当者ないしは学外の実務家の前でプレゼンテーションされ、さらには最終報告書として提出される。最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）に基づいて、ワークショップ I 運営委員会においてグループ単位の評価を行った上で、個々の学生のワークショップにおける活動状況等により成績が評価される。

「公共政策ワークショップ I」では、毎年4つのプロジェクト・チーム（A～D）が編成される。テーマは、後述するように年度ごとで異なるが、基本的に内政系2，経済系1，国際系1という色分けをすることを基本的な指針としている。各プロジェクトには、研究経費が支給されている。

「公共政策ワークショップ II A・B」においては、それぞれの学生が、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択する。政策課題は、国・地方ないしは国際レベルの喫緊あるいは重要な課題を学生が自ら調べて、各自が設定する。

「公共政策ワークショップ I」で調査の基本的な技法を習得した学生は、担当の実務家教員・研究者教員・他の学生と十分な討論を行いながら、中央省庁の本省庁や地方自治体、あるいは国際的な機関等に自ら足を運んで担当者と接触し、現場で自ら調査を行うことによって、調査技法および実社会での交渉技術の一層の向上に努めることとなる。調査の成果は、逐次中間報告の形で討論に付され、綿密に議論を重ねていくことによって学生の相互啓発を促し、その意味でグループ活動としての要素をとりいれている。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定される。

「政策調査と論文作成の基礎」は、入学直後の4月から6月にかけての期間における集中講義として行われる。資料収集・ヒアリング（聞き取り調査）・世論調査の実施方法、データ分析の手法、説得力のある解決策を提示する方法（論理構築）、大学院レベルで求められる論文の書き方、聞き手を意識したプレゼンテーションの仕方、質疑応答の対応方法など、公共政策ワークショップの作業を進めていく上で必要となる基礎的スキルを学生に習得させることを目的としている。その成績は、個人プレゼンテーション、グループ・プレゼンテーション、レポート、統計分析といった授業中の課題への取り組みによって評定される。

本大学院では、第1年次の「公共政策ワークショップ I（12単位）」および第2年次の「公共政策ワークショップ II A・B（計8単位）」を円滑に遂行できるよう、学生が入学後すぐに集中開講の「政策調査と論文作成の基礎」を受講し、そこで習得したスキルを駆使して公共政策ワークショップにおける各種の調査、資料分析、プレゼンテーション、報告書作成に取り組む形になっている。また、学生は、1年次の「公共政策ワークショップ I」のグループワークをつうじて培った経験・スキル・人脈を活用する形で2年次の個人研究プロジェクト、すなわち「公共政策ワークショップ II」に臨む。

以上のような形で必須科目の系統的・段階的履修が実現されている。（評価の視点 2-2 (3)）

## ② 基幹科目

「基幹科目」は、以下の通り、法律学、政治学、経済学等の分野から構成される。

公共政策基礎理論／公共政策特論（Ⅰ、Ⅱ）／実務政策学（A～H）／地域社会と公共政策論（Ⅰ～Ⅲ）／公共哲学／行政の法と政策／国際社会と各国法秩序／グローバル・ガバナンス論／地方自治法／防災法／租税制度論／政策税制論／経済学理論／財政学

基幹科目に担当されている授業は、公共政策について学ぶ上で重要となる基礎知識の習得に重きを置くと同時に、可能な限り学際的であることが目指され、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するように配慮されている。科目によっては、研究者教員、実務家教員との連携・学外の実務家による講演なども交えて行われる。

また、学生は、将来行政・政治に関わる政策プロフェッショナルとなることが期待されるため、公共性についての理解を深め、現象の背後に存在する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養することが求められる。したがって、学生には、公共哲学やグローバル・ガバナンス論といった科目において、研究者教員の指導の下、理論的・思想的な議論を深めるべく大量の学術文献のリーディング・アサインメントおよびターム・ペーパーが課せられることもある。

本大学院は、公共政策ワークショップなどをつうじて東日本大震災により甚大な被害を被った東北地域の被災3県（岩手、宮城、福島）の復興と防災について検討する作業に大きな力を注いできた。その関係で、あえて「防災法」を基幹科目に加えている。

基幹科目のうち、ほぼ全ての学生が履修している科目について以下で説明する。

「公共政策基礎理論」は、多様なバックグラウンドを持つ学生に対して、公共政策の総論講義を行ったうえで、法学・政治学・経済学における理論の基礎について教授し、さらに実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分（実際のケース）について解説する授業である。これによって、他の理論的・実務的授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法について教授している。すなわち、理論と実務の架橋教育ならびに学生の系統的・段階的履修にとって重要な科目となっている。

当該科目は、前回の認証評価でコンテンツのバランスが悪いという指摘を受けたので（「検討課題」）、改善策を講じ、講義要綱から確認できるように、政治学、法学、経済学、実際のケースという4つの視点をバランスよく取り入れる内容にした。（資料：2-2、21-22頁）

「公共政策特論」は、自治体首長や実務経験者等による、我が国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義であり、都市法、農業関係法、資源・エネルギー法、防衛・安全保障法といった我が国の各種実定行政法につき、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、解決に向けての基本方向等を、実態に即して学ぶものとなっている。その際、各学生が在学期間中に実務家教員の出身官庁以外の所管事項についても学ぶことができるよう複数の現役官僚を外部講師として依頼している。

「実務政策学」は、現役の官僚である実務家教員および官僚経験者の研究者教員がそれぞれの出身官庁の所管事項について基礎からインテンシブに学ぶことを想定した授業である。このような形式の授業は、本大学院の開学以来実施していたが、各実務家教員の事情によって開講の有無、開講科目数、科目名、科目の位置づけなどの変更を余儀なくされるケースが続き、学生の履修計画の不安定要因ともなっていた。このため、2018年度より実施したカリキュラム点検を経て、2021年度より基幹科目の「実務政策学」に統合した。各実務家教員は、毎年度最低1コマを担当し、社会状況とニーズに応じて全体で2コマまで増やせるという枠組みになっている。「公共政策ワー

クシヨップ I」を履修している学生は、各プロジェクト・チームで扱う特定の政策分野に関する専門知識を深めるために、それぞれのグループに配置されている実務家教員が開講する「実務政策学」を履修するのが通例となっている（系統的履修）。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会における問題を取り上げ、様々な立場にある関係者を外部講師とするなどしてこれに多角的な方向からアプローチし、複数の視座から検討を加える。これによって、個々の現場に応じた柔軟な思考能力と将来を見通す優れた判断能力を養成し、複合的・総合的視点による政策立案能力を習得することを目的としている。本大学院は、「現場」として東北6県、なかでも東日本大震災の被災3県の地域振興を重視しており、その関係で地域社会に主眼を置いた講義を基幹科目に置いている。

### ③ 展開科目

「展開科目」は自由選択科目であり、学生が各自の関心を深め、より高度な社会科学の専門知識を修得し、広範な領域にわたる政策学について学ぶものである。

展開科目には、以下の科目が属する。これらは、展開的な内容を取扱う科目に相当する。

政策評価論／政策分析の手法／政策過程の歴史分析／法と経済学／経済と社会／経済法Ⅰ・Ⅱ／金融法／実務労働法Ⅰ・Ⅱ／社会保障法／環境法Ⅰ・Ⅱ／ジェンダーと法演習／行政学演習Ⅰ・Ⅱ／現代政治分析演習Ⅰ・Ⅱ／比較政治学演習Ⅰ・Ⅱ／国際関係論演習Ⅰ・Ⅱ／国際政治経済論演習Ⅰ・Ⅱ／開発協力論演習（援助と開発演習）／西洋政治思想史演習Ⅰ・Ⅱ／ヨーロッパ政治史演習Ⅰ・Ⅱ／アジア政治経済論演習Ⅰ・Ⅱ／日本政治外交史演習Ⅰ・Ⅱ／中国政治演習Ⅰ・Ⅱ／防災政策論演習／租税法演習／インターンシップ AI・AⅡ・B

「政策評価論」、「政策分析の手法」、「経済と社会」は、いずれも「政策プロフェッショナル」となるうえで重要なスキルや知識を学生が修得できる科目となっており、本大学院の学生の基本的スキル向上を目的として2018年度から新たに導入された科目である。これらは、科目の性格上、基幹科目に含めるべき科目であるが、担当教員がいずれも学外の非常勤講師であり、もともと中長期的に安定して開講できる保証がなかったために展開科目とされている。しかし、その後、持続的な開講が実現しており、毎年履修者も多く、本大学院の学生にとって重要な科目となっているので、基幹科目にすることを検討している。

なお、履修内規に掲げていない展開科目も随時開講している。例えば、2021年度には、「震災復興における政治・行政」、「日本政治演習」、「都市環境政策論演習」、「経済産業政策特論」、「比較公共政策」、「環境・コミュニケーション演習」、「労働法演習」を開講した。これらは基本的に教員による新たな授業の試みに関するイニシアチブをきっかけとしており、教員から打診を受けた院長・副院長からなる本大学院の執行部および教務委員会での検討を経て、本大学院運営委員会において了承されたものを次年度のカリキュラムに載せ、講義要綱や入学オリエンテーションなどを通じて学生に周知している。これらの科目の単位も修了要件に含まれる。

このように、本大学院においては、固有の目的を達成するために、理論教育・実務教育の両面において、必要とされる授業科目を開講している。これらの科目により「政策プロフェッショナル」として必要であるが、知識教授型の授業では得ることのできない能力を習得させる教育課程が編成されている。また、本大学院の教育課程は、基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目がそれぞれ開設され、かつ、段階的な教育を行うことができるように編成されている（資料2-1：42-44頁、資料2-2）。（評価の視点2-2(1)(2)(3)、2-3）

以上のような特徴を持った教育課程を産業界等との連携を通じて一層実践的なものへと発展さ

せることを目的として、本大学院は2019年度に教育課程連携協議会を設置し、第1回目の会合を開催した。この会合では、東北自治研修所の所長、東北経済連合会の常務理事兼事務局長、立教大学法学部の教授からなる外部委員との協議をつうじてカリキュラムやインターンシップに関する検討を行った。東北大学側は、法学研究科研究科長、公共政策大学院院長、公共政策大学院教授の3名が参加した。本大学院の連携協議会の構成は、法令で定められた基準をクリアしている。

(資料：2-19、2-20) (評価の視点 2-4)

協議の場では、特にインターンシップの充実およびカリキュラムの整理に関して指摘を受けた。インターンシップに関しては、既に2017年度の認証評価以降、民間企業および地元との連携を強化するという取り組みに着手していたので、引き続きそれを継続する(詳細は「項目5」を参照)。カリキュラムに関しては、「履修内規にない科目が多数みられるので整理を期待する」という趣旨の指摘を受けたが、内規に載っていない科目は、新たな教育の試みの環として実験的に開講している科目であり、長期開講の可能性を見極めたうえで順次内規に含める予定である。(資料：2-21)

(評価の視点 2-5)

なお、今回の連携協議会は、もともと2021年度に開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化したことに鑑み、2022年度に延期した。来年度もコロナの状況が改善されない場合は、オンラインでの開催も視野に入れる必要がある。

グローバルな視野をもった人材養成という観点からは、国際系科目はもとより、環境や農業をはじめ国内・地方の政策課題を主たる対象とする授業科目であっても、グローバルな視野や議論との連動は内容に含まれているといえる。また、毎年4つ開講される「公共政策ワークショップI」のプロジェクト・チームの1つは、必ずグローバルな問題を扱う国際ワークショップに指定されることとなっている。さらに、本大学院が開講している「グローバル・ガバナンス論」は、英語の授業科目として提供されている。(評価の視点 2-6)

#### <根拠資料>

- ・添付資料 2-1：令和3年度(2021年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 2-2：令和3年度(2021年度)公共政策大学院講義要綱
- ・添付資料 2-19：東北大学大学院法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程連携協議会に関する内規
- ・添付資料 2-20：令和元年度東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会
- ・添付資料 2-21：東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会 [令和元年度] 評価結果

#### 項目4：単位の認定、課程の修了等

各公共政策系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置を講じなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準及び方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、公共政策系分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

- 2-8：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習及び復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第21条、第22条、第23条）〔L群〕
- 2-9：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。（「専門院」第12条）〔L群〕
- 2-10：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該公共政策系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公共政策系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該公共政策系専門職大学院の教育水準、教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。（「専門院」第13条、第14条）〔L群〕
- 2-11：課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。（「専門院」第2条第2項、第3条、第15条）〔L群〕
- 2-12：課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門院」第10条第2項）〔L群〕
- 2-13：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門院」第16条）〔L群〕
- 2-14：在学期間の短縮を行っている場合、その基準及び方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準及び方法を、公正かつ厳格に運用していること。〔F群〕
- 2-15：授与する学位には、公共政策系分野の特性や当該公共政策系専門職大学院の教育内容に合致するふさわしい名称を付していること。（「学位規則」第5条の2、第10条）〔F群、L群〕

#### <現状の説明>

本大学院の標準修業年限は2年である（東北大学公共政策大学院規程第2条第1項）。

本大学院においては、修了のために **48 単位**の修得が必要である。学生は、1 コマ 90 分の授業に 15 週参加し、学習をすることで 2 単位を修得することができる。

修了要件の 48 単位の中でも、実務教育と理論教育とのバランスを重視している。上記の 48 単位のうち、必須科目 **22 単位**の履修が必要であるが、そこに実務面に重点を置いた授業科目である「公共政策ワークショップⅠ」が 12 単位、「公共政策ワークショップⅡA・B」が計 8 単位含まれている。また、公共政策に関する主要な授業科目である基幹科目が **18 単位**選択必修とされている（東北大学公共政策大学院規程第 20 条）（資料 2-1：40 頁）。修了要件である 48 単位は、2 年間で平均週 6 コマの授業に相当するが、履修に際しては、学生の負担が過重とならないよう、アドバイザー教員がきめ細かく指導をすることとしている。アドバイザー教員は、新入生の入学当初に進路に関する面談を行うほか、「公共政策ワークショップⅠ」の授業を通じて日常的に指導対象である学生と接しており、学生の資質、性格、進路志望等を熟知し、各々の学生に最適の履修指導が可能となっている。（**評価の視点 2-8、2-11**）

第 1 年次に履修科目として登録することができる単位数の上限は、**40 単位**である（東北大学公共政策大学院規程第 6 条）（資料 2-1：38 頁）。アドバイザー教員は、学生が履修登録を行う前に履修指導を行い、学生の興味関心や進路志望に配慮しながら、学生が第 1 年次に過剰に授業科目の履修登録をすることなく、2 年間にわたってできるだけ均等に履修をするよう指導している。他方で、就職活動の早期化・長期化により、学生には第 1 年次において多くの単位を修得したいという希望が強く、指導に苦慮する面もある。また、2 年次に履修する必須科目の公共政策ワークショップⅡA・B は、合わせて 8 単位にしかならないが、学生にとっては大きな労力と多くの作業時間を要する科目となっており、これが 2 年次の履修パターンに影響を及ぼしていることも否め

ない。(評価の視点 2-9)

在学期間の短縮制度である「1年修了」の適用については、「公共政策大学院課程の1年修了についての申し合わせ」(資料 2-3)に基づき実施している。学生に対する周知としては、学生便覧、講義要綱の中の履修案内、そして入学時のオリエンテーションにおいて説明している。在学期間の短縮は、実務経験を有する学生に限り認めており、1年間での修了も可能である(東北大学公共政策大学院規程第2条第2項)。その場合、1年次に2年次開講の必須科目である公共政策ワークショップⅡの履修を認め、提出されたリサーチ・ペーパーに基づき、単位認定を行う。

「1年修了」は、3年以上の実務経験を持ち、1年次の前期に履修した科目の成績が概ねA評価であり、公共政策ワークショップⅠの前期におけるパフォーマンスがA評価相当に値すると指導教員が判断した学生にのみ申請が認められる。申請は、運営委員会での審議を経て承認している。

(資料 2-1: 48-50 頁、資料 2-3) これによって、修了生が1年間で十分な学習上の成果が得られるよう配慮している。

開学以来の実績としては、2005年度に2名、2006年度に4名、2007年度に2名、2008年度に1名、2016年度に1名、2018年度に1名、2020年度に1名の、在学期間短縮による修了者があった。(評価の視点 2-13、2-14)

本大学院は、「東北大学大学院通則5条の4」に基づき、長期履修も認めている。これは、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間(標準修業年限の2倍の期間)にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出た時に、公共政策大学院運営委員会での審議を経て、認めるか否かを判断している。本大学院では、入試の合格者に対してそのことを書面で伝えており、社会人学生が入学前に願い出ることが一般的である。その際の修業計画は、教務委員会所属の教員および事務職員がサポートする形で立案される。(資料 2-1: 4-5 頁)

#### [他の大学院における授業科目の履修等]

本大学院の学生は、本大学院運営委員会の承認および本法学研究科長の許可を得て、本大学院運営委員会が別に定める他の大学院における授業科目を履修することができる(東北大学公共政策大学院規程第14条)。ただし、本大学院において修得したものとみなす単位数は、**9単位**を上限としている(東北大学公共政策大学院規程第16条)。履修に際しては、アドバイザー教員と事前に相談し、基本的に公共政策ワークショップの内容との整合性が高いもの、また本大学院が設置している科目の学習を阻害しない範囲に限り、履修を認めている。(資料 2-1:39-40 頁)

過去5年間の履修・修得状況は以下のとおりである。

2017年度においては、6名の学生が、計12科目について他の大学院における授業科目の履修及び本大学院において修得したものとみなす取扱いが認められている。2018年度は1名計2科目、2019年度は2名計2科目、2020年度は3名計3科目、2021年度は4名計4科目となっている。

(評価の視点 2-10)

#### [東北大学会計大学院との授業の相互提供]

本大学院は、前回の認証評価において「経済学系の科目が少ない」という指摘を受けた(「検討課題」)。この課題を解決するために本大学院は、独自の経済学系科目(「経済産業政策特論」、「経済と社会」、「政策分析の手法」)を増設するとともに、東北大学の会計大学院(経済学研究科会計専門職専攻)と授業科目の相互提供に関する覚書を2017年3月に締結し、2017年度より本大学

院の学生が会計大学院の開講科目（例えば、「マクロ経済学」、「財務行政」、「金融行政」）を履修できる体制を整えた。（資料：2-17）この場合も、本大学院において修得したものとみなす単位数は、9単位を上限としており、アドバイザー教員との相談を踏まえて履修がなされている。

過去5年間の履修状況は、2017年度5名合計16科目、2018年度6名合計7科目、2019年度4名合計5科目、2020年度2名合計6科目、2021年度5名合計7科目となっている。（**評価の視点 2-10**）

### 〔既修得単位の認定〕

本大学院に入学を許可された者の入学する前に東北大学大学院又は他の大学の大学院等の教育課程において履修した授業科目に係る既修得の単位については、入学後に提出される申請書に基づき、本大学院の運営委員会の審議を経て、公共政策大学院長が定めるところにより、本大学院において修得したものとみなすことがある。その際、申請書と同時に提出される当該科目のシラバスと成績証明書を判断材料としている。本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、前述の他の大学院における授業科目の履修等により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて**9単位**までとしている（東北大学公共政策大学院規程第4条）。（資料2-1：37-38頁）。

2015年度においては、1名の学生が、計4科目の既修得単位について、本大学院において修得したものとみなす取扱いが認められている。

2018年度においては、1名の学生が、計4科目の既修得単位について、本大学院において修得したものとみなす取扱いが認められている。（**評価の視点 2-10**）

修了認定は、東北大学公共政策大学院規程に基づき、本大学院運営委員会の議を経て、法学研究科総合運営調整教授会の審議に付し、法学研究科長が行っている（東北大学公共政策大学院規程第21条）（資料2-1：40頁）。

課程の修了認定の基準及び方法は、学生便覧に明記されており、新入生オリエンテーション等でも説明されている（資料2-1：37-41頁）。（**評価の視点 2-12**）

### 〔学位の名称〕

東北大学大学院通則第36条第1項は、「修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。」と定め、同条第5項は、

「第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)」

と定める（資料2-1：19頁）。

これに基づき、東北大学学位規程第2条7項は、

「第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)」

と定め、第4条の2は、「専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。」と定める（資料2-1：57頁）。

これらの規定に基づいて、本大学院の修了者には「**公共法政策修士(専門職)**」の学位が授与される。

課程修了の要件は、実務教育と理論教育とのバランスを重視した、公共政策系の専門職大学院に相応しいものとなっている。また、課程修了の認定は、本大学院運営委員会の議を経て、本法学研究科総合運営調整教授会の審議に付し、法学研究科長が行うこととしており（東北大学公共政策大学院規程第 21 条）、慎重な手続による学位授与が行われている。（資料 2-1：40 頁）

本大学院の学位の名称について前回の認証評価で「なぜ公共政策修士ではなく、公共法政策修士なのか」という指摘（「検討課題」）を受けたが、この課題に対する検討を重ねた結果、やはり本大学院は今後も引き続きこの名称を用いたいという結論に至った。本大学院での学びは、社会が直面している諸問題の解決策を政策という観点からさぐる点を特徴としており、それとの関連で現在の法律がどのようになっているか、また、どのような法律が新たに必要となるのかを検証することが学生にとって不可避の課題となる。学生は、いかなるバックグラウンドであっても、公共政策ワークショップという必修科目のなかで、政策と法律という 2 本柱からなる問題解決策（政策提言）を提示することが求められ、実務家教員と研究者教員にその学術的価値を認められてはじめて教育課程を修了することができる。その点に鑑みれば、現在の学位の名称は、本大学院の教育目的および教育課程との整合性が高いと判断される。（**評価の視点 2-15**）

#### <根拠資料>

- ・添付資料 2-1：令和 3 年度(2021 年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 2-3：公共政策大学院課程の 1 年修了についての申し合わせ
- ・添付資料 2-17：大学院経済学研究科会計専門職専攻及び大学院法学研究科公共法政策専攻間における授業科目相互提供に関する覚書

## (2) 教育方法

### 項目 5：履修指導、学習相談

各公共政策系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ等を実施する場合には、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導及び学習相談においては、固有の目的に即した特色ある取り組みを行うことが望ましい。

#### <評価の視点>

2-16：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学習歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔F 群〕

2-17：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔F 群〕

2-18：履修指導及び学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか〔A 群〕

#### <現状の説明>

本大学院においては、第 1 年次学生には公共政策ワークショップ I 担当教員（研究者教員 1 名

と実務家教員1名)が、第2年次学生には公共政策ワークショップⅡ担当教員(リサーチ・ペーパー指導教員)が、一人一人の学生に対し「アドバイザー教員」として配置され、学生からの学習相談に随時対応するとともに、特に重要な事項については運営委員会等をつうじ全教員にフィードバックすることとしている。

なお、第1年次学生に対しては、アドバイザー教員が、随時学習指導・進路指導のための個別面談を行っている。特に、入学時から1月程度経過した時点では、学生に希望する進路等に関する調書を提出させたうえで、それに基づいてアドバイザー教員が一人一人の学生に対して時間をかけて面接を行っている。面接の結果は、アドバイザー教員が調書にまとめたうえで、学生の提出した調書とともにワークショップⅠ運営委員会に提出し、教員間で学生についての情報を共有し、指導方針に関する意見交換をしている。このような取り組みにより、一人の学生の進路指導に複数の教員が関わるができる環境を整えている。

履修指導を行うにあたっては、資料2-5「履修登録の指導について」を教員間で共有し、その内容の周知をはかったうえで、学生に指導、助言を行っている。本大学院では、少人数教育を生かしたアドバイザー教員による履修指導・学習指導・進路指導を行っており、これに実務家教員が加わることによって、学業の成果向上や就職支援に関してより効果的なものとなっている。また、入学当初のオリエンテーションおよび「政策調査と論文作成の基礎」・「公共政策基礎理論」といった導入教育を担う授業科目によって、学修内容の全体像と政策調査手法の基礎を教授することで、法学部以外からの学生にも配慮した内容となっている。(資料2-1:46-50頁、資料2-4、資料2-5)。(評価の視点2-16)

本大学院では、学生に公共政策の実務経験を積ませるため、インターンシップ研修生の派遣を実施している。本大学院においては、学生がインターンシップに際して政策実務に関する実質的業務に関わるができるように、あらかじめ受入機関と協議をしたうえで学生を派遣してきた。2011年度からは霞が関インターンシップへの参加も始め、2012年度からは霞が関インターンシップおよび他の自治体等でのインターンシップを正規の授業科目として単位化している。また、NGOや民間企業でのインターンシップも公共政策にかかわるものであればインターンシップ委員会での審議を経て単位を付与している。(資料2-6)

インターンシップの派遣先および参加人数は以下のとおりである。

2014年度：総務省、文部科学省、公正取引委員会、大阪府、東北農政局に計5名
2015年度：総務省、国土交通省、農林水産省、消費者庁、香川県庁、東北地方整備局、東北農政局に計7名
2016年度：総務省および文部科学省に計3名
2017年度：農林水産省、金融庁、青森銀行に計3名
2018年度：厚生労働省、国土交通省、パシフィックコンサルタンツ株式会社、仙台市議会事務局に計4名
2019年度：経済産業省、農林水産省、東北財務局、秋田県庁、仙台市議会事務局、愛知障害者職業センター、グラミン銀行(バングラデシュ)、日本工営株式会社に計7名
2020年度：なし
2021年度：総務省、国土交通省、環境省に計4名

学生の派遣に際しては、インターンシップ委員会が中心となって派遣の業務に当たっている。

具体的には、派遣先と覚書を締結し、実習時間、実習に係る費用負担、事故への対応、守秘義務その他実習生の遵守すべき事項、実習生の個人情報等について取り決めを行うとともに、派遣される学生も派遣先に誓約書を提出している。

インターンシップ実習の成果については、研修の終了後に参加学生から報告書を提出させるとともに、受入機関から任意で評価書を提出していただいているが、学生からも受入機関からも概して高い評価を得ている。また、学内でのインターンシップ報告会を開催し、教員・学生間での経験の共有を図っている。

教育課程連携協議会において指摘を受けたインターンシップの充実については、既述のとおり、2017年度以降民間企業が増えているのが特徴である。それに加えて、地元密着のインターンシップとして仙台市議会事務局でのインターンシップを2018年度から開始した。これは本大学院を修了した仙台市議が仲介する形でスタートした取り組みであり、2018年度と2019年度に学生が参加したが、2020年度と2021年度は新型コロナウイルスの感染拡大により見合わせている。2022年度の再開を目指して仙台市議会側と調整を続ける方針である。(評価の視点2-17)

#### [固有の目的に即した教育方法の特色]

本大学院においては、少人数教育の長所を活かし、第1年次から個々の学生の能力や進路希望に即したきめ細やかな個別指導が可能な体制が整備されている。その個別指導体制に現役官僚、すなわち実務家教員が深くコミットしていることが「政策プロフェッショナルを養成する」という固有の目的に即した特色となっている。

また、インターンシップについては、各学生の進路希望に応じた霞が関インターンシップや自治体等でのインターンシップに加えて、「公共政策ワークショップⅠ」の調査・研究テーマに関連したプロジェクト協力機関でのインターンシップも行われている。これにより、大学院での履修とインターンシップの実務経験が有機的に連動することが可能となっている。(評価の視点2-18)

#### <根拠資料>

- ・添付資料2-1：令和3年度(2021年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料2-4：進路指導調書
- ・添付資料2-5：履修登録の指導について
- ・添付資料2-6：インターンシップの単位認定に関する申し合わせ

#### 項目6：授業の方法等

各公共政策系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。そのうえで、教育方法には、固有の目的に即して、

特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-19：1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門職」第7条）〔L群〕

2-20：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。（「専門職」第8条第1項）〔F群、L群〕

2-21：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門職」第8条第2項）〔L群〕

2-22：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門職」第9条）〔L群〕

2-23：授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

### <現状の説明>

本大学院においては、体験型政策教育である「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」をカリキュラムの中核に置き、実践教育の充実を図っている。これらの授業科目においては、学生が現実存在する様々な政策課題を実際に自ら調査し、解決策を立案する。

第1年次の「公共政策ワークショップⅠ」では、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織と協力関係を結び、それらが抱える政策課題（ケーススタディ）への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導（最低でも1名ずつ）のもと、6～8名程度の学生がグループ作業で政策課題の具体化・行政機関へのヒアリング・現場調査（フィールドスタディ）・統計データの収集を行ないつつ、討論を繰り返して政策提言を作成する。作成された政策提言は、プロジェクト機関の担当者等の前でプレゼンテーションされるとともに、報告書として提出される。

過去5年間および今年度の公共政策ワークショップⅠのプロジェクトは、以下のとおりである。

2016年度

- ・「確かな学力」の育成を図るための仙台市における教育行政のあり方
- ・高齢者の地域居住政策に関する研究
- ・「グローバル人材」をめぐる政策・施策の現状評価と将来展望
- ・循環共生型地域づくり推進のための政策に関する研究

2017年度

- ・石巻市、東松島市及び女川町における定住自立圏構想に関する研究
- ・横手市介護保険事業計画の策定を通じた地域包括ケアシステムの推進方策に関する研究
- ・国際危機管理に関する研究と政策提言
- ・将来の東北農業の姿とその実現のための政策展開

2018年度

- ・人口減少社会に対応したまちづくり法制に関する研究
- ・子どもの貧困対策の更なる推進に向けた政策研究

- ・長期マクロ対外政策 歴史・策定体制・試論
- ・東北地域からエネルギー施策を考える

#### 2019 年度

- ・人口減少社会における地方行政のあり方～秋田における今後の施策展開を考える～
- ・仙台市総合計画の制度的・実証的研究
- ・農林水産物輸出促進とインバウンド農泊による農山漁村振興策の研究
- ・SDGs の実現を目指した協働プロジェクトを企画する

#### 2020 年度

- ・人口減少社会に対応したまちづくり法制に関する研究Ⅱ
- ・横手市における地域包括ケアシステムの構築および地域共生社会の実現に向けた更なる取組の推進に関する研究
- ・人間の安全保障 (Human Security) その有用性及び国際社会での推進に関する研究
- ・なぜ地域振興にとって農業が重要なのか？農地と担い手の課題に関する研究

#### 2021 年度

- ・環境、経済、社会の各課題の同時解決を目指した脱炭素地域づくり政策に関する研究
- ・パンデミックをめぐる公共政策—感染症対策と地域政策
- ・Build Back Better (より良い復興) を目指す、防災分野を通じた我が国の国際協力に関する研究
- ・震災復興 10 年の総合的研究—これからの東北・宮城を見すえて

地方自治体との協力関係の一環として、本大学院は、2018 年度に**横手市とパートナーシップ協定**を締結し、2020 年度に同市との連携・協力の円滑な推進を図るための**連携協議会**を設置した。(資料：2-22、2-23) これまで「公共政策ワークショップⅠ」の3つのプロジェクト・チームが横手市の行政課題について横手市の職員とともに調査し、以下のように政策提言を行ってきた。

2017 年度：「横手市介護保険事業計画の策定を通じた地域包括ケアシステムの推進方策に関する研究」

2019 年度：「人口減少社会における地方行政の在り方～秋田における今後の施策展開を考える」

2020 年度：「横手市における地域包括ケアシステムの構築および地域共生社会の実現に向けた更なる取組の推進に関する研究」

第2年次の「公共政策ワークショップⅡ」では、学生が実務家教員・研究者教員と相談しながら政策課題を自ら設定する。「公共政策ワークショップⅠ」で調査の基本的な技法を習得した学生は、担当の実務家教員・研究者教員・他の学生と十分な討論を行ないながら、現場で自ら調査することによって調査技法及び実社会での交渉技術を実践的に習得する。

なお、「公共政策ワークショップⅠ」では、全ての学生および教員が参加する報告会を7月と12月の2度行い、プレゼンテーション能力、質問能力、応答能力の育成を図るとともに、各発表の成果や様々な視点を共有している。また、「公共政策ワークショップⅡ」では、成績優秀者による研究発表会を開催し、高い水準の調査手法や研究成果を学生が共有している。

「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」のいずれにおいても、学生は常に研究者教員1名・実務家教員1名を基本とする指導体制のもとで学習に従事する。これにより、学生は、在学期間中をつうじて一貫して理論と実務の架橋を図る教育を受けることになる。

「基幹科目」に属する授業科目では、研究者教員による少人数のスクーリングが行われ、複数の法領域・政策領域にまたがる問題を多角的な学問領域から分析するため、実務家教員や学外の専門家をも交えて授業が行なわれる。また、実務家教員も数多くの授業科目を担当しており、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に即して、体系の現実的意味の理解をも目指している。これによって、政策実務を単なる平板なスキルの問題としてではなく、「体系的」的・理論的深みを備えた問題として理解させるものとなっている（資料2-2）。

さらに、学生に公共政策の実務経験を積ませるため、本大学院における主体的取組として、項目5で述べたとおり、インターンシップ研修生の派遣を実施している。本大学院においては、霞が関インターンシップに加え、「公共政策ワークショップⅠ」のプロジェクトと連動させる形で、東北農政局、東北財務局、東北地方整備局等での独自のインターンシップを実施していることが特色の一つである。（評価の視点2-20）

本大学院は、「少数精鋭の学生に対するきめ細かな教育」を特徴として挙げているが、1学年30人の少人数教育の利点を生かし、ほぼ全ての科目において対話・討論型を重視した授業が行われている。

例えば、「公共政策ワークショップⅠ」においては、グループ作業やヒアリング・現場調査等のフィールドワークを通じて、学生のコミュニケーション能力、問題発見能力、問題構造分析能力、解決策の企画立案能力、解決策を実行するため交渉能力・調整能力・プレゼンテーション能力等を総合的に涵養している。「公共政策ワークショップⅠ」の各プロジェクト・チームの人数は、平均して6～8名であり、各チームに2名以上のアドバイザー教員がつくことで学生1人1人に対して時間とエネルギーを割いて指導にあたることが可能な体制が確保されている。このため、途中で脱落する学生は極めて稀（5年に1名程度）であり、C評価を受ける学生も少ない。

「公共政策ワークショップⅡ」においては、自らが最も関心を有する社会問題について、その問題が発生する社会構造や歴史的経緯、それぞれの関係者の行動原理、現在政府が行っている対策とその評価、先行研究と問題の解決のための処方箋等を自ら調査し、リサーチ・ペーパーにまとめる作業をつうじ、多面的な物の考え方や説得的な文章作成能力、実現可能な企画の立案力と実現力等を高めている。「公共政策ワークショップⅡ」については、教員あたり平均2、3名の学生を指導する形となっており、各学生の研究の進捗状況を詳細に把握し、きめ細やかなアドバイスを提供している。このため、指導教員とのコミュニケーションの齟齬でリサーチ・ペーパーがまとまらなかったといった事案は現時点まで発生していない。

以上のような点に鑑み、本大学院の授業の履修者は、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていると判断される。

なお、「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」の内容については、「公共政策ワークショップ・ハンドブック」を毎年度改訂して学生に配布しており、学修の全体像が把握できるように配慮されている。1学年30人の定員に比して充実した教員数と施設が、こうした少人数教育を実のあるものとしている（資料2-7）。（評価の視点2-19、2-20）

本大学院においては、新型コロナウイルス感染症への緊急臨時対応として2020年度よりオンライン授業システムを部分的に導入した。「公共政策ワークショップⅠ」に関しては、対面とオンラ

インを併用したハイブリッド型教育を実施し、履修者が全員授業に参加できる環境が確保された。なお、本大学院では、通信教育は実施していない。(評価の視点 2-21、2-22)

#### [固有の目的に即した授業方法の特色]

本大学院の授業方法は、社会問題の構造把握のための体系的な理論の学習と、問題を解決するための実践とが効果的に組み合わせられたものとなっている。また、修了要件単位 48 単位中「公共政策ワークショップ I・II」で 20 単位を占めることから、全学修過程の中でも大きな部分が学生の主体的な取組によるものであり、その取組を支える学習環境も十分整備されている。学生が在学期間中常に至近距離で実務家教員と研究者教員から指導を受ける制度設計となっている実践科目の「公共政策ワークショップ I・II」は、従来の大学院教育にはない理論と実務を融合させた意欲的な内容であり、「政策プロフェッショナルを育成する」という固有の目的に即した本大学院の授業方法の特色である。(評価の視点 2-23)

「公共政策ワークショップ I・II」の運営・指導方法については、公共政策ワークショップ運営委員会などの場で、丁寧な FD 活動および頻繁な情報交換を行い、指導方法の改善や新任教員のサポートに努めている。具体的な成果としては、公共政策ワークショップ I での各プロジェクト連携機関との協働や調査の実態について情報共有することにより、特に新任教員が次年度のプロジェクトを計画する際の参考となっていることや、リサーチ・ペーパーの指導について個々の学生の取組みや進捗状況を共有することにより、各アドバイザー教員が各々の学生指導に役立てていることが挙げられる(資料 2-8)。

#### <根拠資料>

- ・添付資料 2-2：令和 3 年度(2021 年度)公共政策大学院講義要綱
- ・添付資料 2-7：令和 3 年度(2021 年度)公共政策ワークショップ・ハンドブック
- ・添付資料 2-8：東北大学公共政策大学院ウェブサイト [FD と公共政策ワークショップの事後評価] (<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/about/hyoka/workshop/>)
- ・添付資料 2-22：横手市と東北大学公共政策大学院とのパートナーシップ協定書
- ・添付資料 2-23：横手市・東北大学公共政策大学院連携協議会規約

#### 項目 7：授業計画、シラバス

各公共政策系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。なお、シラバスの内容を変更する場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

#### <評価の視点>

2-24：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔F 群〕

2-25：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示すること。

〔「専門院」第10条第1項〕〔F群、L群〕

2-26：授業をシラバスに従って実施していること。シラバスの内容を変更する場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔F群〕

### <現状の説明>

本大学院においては、本大学院運営委員会において、毎年度の授業日程、開講科目、各科目の責任教員等を審議・決定している。その準備作業として、教務委員会が、各教員の希望や、本法学研究科の他専攻の授業計画等を踏まえて開講科目の開講日時の調整をおこない時間割を作成している。

時間割を作成する際に基準となるのが「公共政策ワークショップ I」である。当該授業は、毎年火曜日の3限、4限、5限に開講される形をとっているため、この時間帯には1年次学生向けの科目を置かないようにしている。また、同じく1年次の必須科目である「政策調査と論文作成の基礎」は、4月から6月にかけて月曜日の4限、5限、6限に開講されるが、この時間帯にも1年次学生向けの科目を置かないようにしている。この他にも、開講科目が特定の曜日あるいは特定の学期に集中しないように教務委員会および本大学院運営委員会で調整をおこない、学生がバランスよく学習時間を確保できるよう配慮している。

講義要綱（シラバス）（資料2-2）には、目的、授業内容・方法、授業時間外学習、教科書・教材、成績評価の方法等を明記するものとして、学生が科目の予習・復習を円滑に行うことができるよう配慮している。本大学院は、2017年度の認証評価において、科目によってシラバスの記載の密度にかなりの差があるという「検討課題」を指摘された。それを受けて評価改善・基本戦略委員会から教務委員会へ改善指示を出し、教務委員会がFD懇談会において改善方針を提案し、FD懇談会でシラバスの記載項目の統一と記述内容に関する教員間の認識の共有をはかり、問題を解決した。現在、毎年シラバスを作成する際に、教務委員会と専門職大学院係によってシラバスの記載内容をチェックしている。（評価の視点2-24、2-25）

なお、「公共政策ワークショップ I」については、入学時オリエンテーションの際に各プロジェクトの内容を詳細に説明し、学生と担当教員との質疑応答の機会を十分に設けて各プロジェクトの内容を理解させたうえで、学生の希望と適正な人数配分を考慮して、学生の各プロジェクトへの配属を決定している。

学生への連絡は電子掲示板システム（<https://cnd.law.tohoku.ac.jp/pp/>）によって行っており、また教員・学生間ではLINE等のSNSアプリも利用され、授業内容に変更が生じた場合には随時担当教員および事務から学生への連絡がなされている。（評価の視点2-26）

### <根拠資料>

- ・添付資料2-2：令和3年度（2021年度）公共政策大学院講義要綱

## 項目8：成績評価

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準及び方法を適切に設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示した基準及び方法に基づいて公正かつ厳格に実施するこ

とが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

2-27：成績評価の基準及び方法を適切に設定し、かつ、学生に対し明示していること。（「専門院」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-28：学生に対して明示した基準及び方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門院」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-29：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入していること。〔F群〕

### <現状の説明>

授業科目の成績については、100点を満点として、AA（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満）の5段階評価が設定され、AA、A、B、Cを合格とし、Dを不合格としている。（東北大学公共政策大学院規程第13条）（資料2-1:39頁）

成績評価の方法は、専門職大学院としての特性から、学期末の筆記試験等のみならず、学生の報告、質疑討論への参加状況等の主体的な取り組みを成績評価に反映している。これは授業科目ごとに講義要綱に明記し学生に周知している。（資料2-2）

また、「公共政策ワークショップⅠ」の成績評価については、各プロジェクトの最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）に基づいて、ワークショップⅠ運営委員会において各グループの成果についての報告・検討を行った上で、個々の学生のワークショップにおける活動状況等により成績が評価される。（資料2-18）

「公共政策ワークショップⅡ」の成績評価については、指導教員以外の教員を含めた複数の審査委員が、リサーチ・ペーパーの審査及び口述試験を行っており、修士学位論文の審査に準ずる方法で成績評価をしている。（評価の視点2-27）

その他の各授業科目の成績評価は、責任教員が責任をもって行うが、教員によって評価分布の差が生じないように、「公共政策大学院成績評価基準について（資料2-9）」を教員に周知することにより、各科目ともAA及びAを原則として学生の3分の1以内としている。ただし、「公共政策ワークショップⅠ」に関しては、グループワークの演習であるという授業の性質に鑑み、主担当教員・副担当教員の審査とワークショップⅠ運営委員会での審議を経て成績の妥当性が認められた場合には、AA及びAが科目履修者の3分の1を超えることがある。また、一部のゼミ形式の演習科目や履修者の数が少ない授業でもそうなることがある。（資料2-10）

成績分布に関しては、大学院運営委員会の場において定期的に教員に対して注意喚起をおこなっており、必須科目の「政策調査と論文作成の基礎」や「公共政策ワークショップⅡ」、学生の大多数が履修する基幹科目の「公共政策理論」、「公共政策特論」では概ね原則に則した成績分布となっている。2021年度から新たに導入した「実務政策学A-M」（実務家教員が担当）では、一部で成績の偏りが確認されたので、大学院運営委員会の場で評価改善・基本戦略委員会から改めて3分の1ルールの説明をおこない、次年度以降の改善を求めた。来年度の初回の大学院運営委員会において改めて教務委員長から注意喚起をおこない、認識の共有を徹底させる予定である。（資料2-10）

「公共政策ワークショップⅠ」は、学生が4つのプロジェクト・チームに分かれ、それぞれの担

当教員が成績を出すため、教員間で成績評価の基準に関する認識の齟齬や特定のワークショップの学生のみが突出して高い評価を得るといった事態の防止に細心の注意を払っている。「公共政策ワークショップ I」の成績評価は、担当教員が成績原案を公共政策ワークショップ I 運営委員会に提出し、院長・副院長および各プロジェクト・チームの担当教員全員で各学生の成績の妥当性について検討した上で最終的に確定する形を取っている。その検討の場では、各チームの平均点および前年度までの「公共政策ワークショップ I」の平均点を基準として成績の調整をおこなうことがあり、その作業は例年数時間を要する。以上のように、本公共政策大学院の中核科目の成績評価は、毎年細心の注意と多大な時間と労力を投入しておこなわれている。

#### (評価の視点 2-28)

本大学院では、2011 年度から、成績評価に関する不服申立制度を設けている。

##### 成績評価に対する不服申立制度

1. 公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期限内に、当該授業科目の責任教員（以下「責任教員」という。）に対して、当該成績評価に関する不服を申し立てることができる。この申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出することによって行う。
2. 1 の申立てを受けた責任教員は、特段の事情のないかぎり、別に定める期限内に、当該学生に対して口頭その他の適当な方法により、その成績評価について説明をしなければならない。
3. 2 の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後 3 日以内に再審査を申し立てることができる。この申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出することによって行う。
4. 3 の申立てがあったときは、教務委員会が再審査を行う。
5. 再審査を行うにあたっては、教務委員会は、2 名以上の成績評価審査委員を指名するものとする。ただし、申請用紙に記載された再審査の申請理由が著しく具体性を欠いている場合、または再審査を行っても当該成績評価が変更される見込みがないと認められる場合には、再審査を行わない。
6. 成績評価審査委員は、当該成績評価及び 2 の説明が適切であったか否かを審査するため、当該成績評価の根拠及び不服申立てに対してなされた説明について、責任教員その他関係する教員から報告を受け、必要に応じて答案その他の成績資料を再点検するものとする。
7. 再審査の結果、成績評価審査委員が、当該成績評価が適切なものであったと判断したときは、その旨を教務委員会に報告するものとする。
8. 再審査の結果、成績評価審査委員が、当該成績評価が不適切なものであったと判断したときは、理由を付して、成績評価について「合格」を与えるべきことを教務委員会に報告するものとする。
9. 8 の場合には、教務委員長は、責任教員に対して、成績評価審査委員の報告の趣旨に従い、遅滞なく、改めて成績評価を行うよう勧告するものとする。
10. 8 の場合には、教務委員長は、次回の公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、再審査の申立てに係る経緯及び成績評価審査委員による審査結果につ

いて報告する。9の勧告に対して責任教員から異議の申立てがあったときには、運営委員会  
はこれについて審議を行う。

1 1. 公共政策大学院長は、再審査の申立てを行った学生に対して、専門職大学院係を通じ  
て、最終的な成績評価を通知する。

\* 1. に定める学生からの不服申立ての期限は、成績報告期限後 5 日以内とする。

\* 2. に定める責任教員による説明の期限は、原則として、不服の申立てがなされた時点か  
ら不服申立て期限後 1 週間以内とする。

(1 及び 2 の期限は、いずれもその年度ごとに授業予定表及びカレンダーに従って確定す  
る。)

\* 1. 及び 3. に定める申請用紙には、学生の氏名及び学籍番号、授業科目名及び責任教員  
名、成績評価についての説明または再審査を求める具体的な理由を記載させるものとする。

\* 本制度は平成 23 (2011) 年度に開講される授業科目から適用する。

なお、現在のところ、学生からの不服申立は行われていない。(評価の視点 2-29)

#### <根拠資料>

- ・添付資料 2-1：令和 3 年度(2021 年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 2-2：令和 3 年度(2021 年度)公共政策大学院講義要綱
- ・添付資料 2-9：公共政策大学院成績評価基準について
- ・添付資料 2-10：令和 3 年度(2021 年度)公共政策大学院授業科目別成績分布
- ・添付資料 2-18：令和 2 年度(2020 年度)ワークショップ I の成績評価について

#### 項目 9：改善のための組織的な研修等

各公共政策系専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修・研究  
を実施することが必要である。また、公共政策系専門職大学院の教育水準の維持・向上を図る  
ために、教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家  
教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。さらに、授業の内容及び方法の改  
善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し活用することが必要である。その  
際、教育の改善につなげる仕組みを整備し、その仕組みを当該公共政策系専門職大学院内の関  
係者間で適切に共有することで、教育の改善が有効に機能するよう図っていることが必要であ  
る。また、授業評価の結果は公表する必要がある。くわえて、教育の改善を図るにおいては、  
外部からの意見も勘案することが必要である。そのうえで、教育課程及びその内容、方法の改  
善について、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-30：授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施すること。(「専門院」第11条)

[F 群、L 群]

2-31：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指  
導能力の向上に努めること。[F 群]

2-32：学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕

2-33：教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。

〔「専門院」第6条第3項〕〔L群〕

2-34：教育課程及びその内容、方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

### <現状の説明>

本大学院では、教育内容、教育方法の改善を図る組織的な取り組みとして、毎年数回 FD 懇談会を開催し、全教員がこれに参加している。この FD 懇談会は通例運営委員会後に懇談会形式で行っており、大学院固有の目的にかかるカリキュラム全体の設計から個々の授業科目に至るまで、自由闊達な議論を行う場となっている。(資料 2-13)

FD 懇談会以外にも、評価改善・基本戦略委員会、ワークショップ運営委員会、教務委員会等の各種委員会にて、問題点の発見・分析・改善が行われている。評価改善・基本戦略委員会は、部局評価、外部評価（第三者評価）、認証評価等を担当するとともに、それらを通じて浮上した課題の改善策を検討し、FD 懇談会、教務委員会、大学院運営委員会に改善案を提起する。ワークショップ I 運営委員会およびワークショップ II 運営委員会は、公共政策ワークショップ I および II の企画・実施・評価を担当する。教務委員会は、カリキュラム全体の方針、シラバス作成の指針、授業評価アンケート等を担当する。これらすべての委員会において院長・副院長が構成員となっており、大学院の運営方針との調整が行われている。(評価の視点 2-30)

FD 懇談会と各委員会の関係について補足説明するために、ここで 2017 年度の認証評価の結果に基づく今回の自己点検・評価の作業におけるカリキュラム改革のプロセスを紹介する。この作業では、まず評価改善・基本戦略委員会が「検討課題」に含まれていたカリキュラムに関する課題について検討し、基本的対応策の指針を教務委員会に伝達した。教務委員会では基本的指針に基づき新たなカリキュラム案について多角的に検討した上で、新たなカリキュラム案を作成し、それを FD 懇談会に提出した。その FD 懇談会（複数回）での議論を反映させた形で教務委員会が新カリキュラム案の最終盤を作成して本大学院運営委員会に提出し、そこで新たなカリキュラムが審議・了承された。

本大学院においては、中央省庁等から 2 年程度の期間派遣される実務家教員が多いという特徴に鑑み、独自に新任教員へのサポートを行っている。通例 8 月の着任時には「公共政策大学院新任教員手引き」を手交しつつ職務および生活上のガイダンスを行うとともに、本大学院の院長が中心となって大学教員としての心得等についてもブリーフィングを行っている。さらに、新任の教員は、「公共政策ワークショップ I」の副担当として配置し、授業運営の実際を体験してもらい、後期には講義・演習の授業を受け持ってもらいながら、次年度の「公共政策ワークショップ I」の授業設計にじっくりと取り組んでもらう体制をとっている。

FD 懇談会での意見交換は、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指導能力の向上に寄与しているが、研究者教員と実務家教員がタッグを組む「公共政策ワークショップ I」の全体の運営を統括する公共政策ワークショップ I 運営委員会での議論も研究者教員と実務家教員の間での実務上の知見や教育スキルの共有に寄与している。(評価の視点 2-31)

ワークショップ I 運営委員会は、メール会議も含めて開催頻度が多く、ワークショップの運営

や学生指導に関して情報交換・相互啓発をはじめ、FD 全体に関わる多くの議論がなされる場となっている。中核的授業である「公共政策ワークショップ I」に関しては、各プロジェクトの企画時から担当者による議論を行い、各プロジェクトの実施中も、その進捗状況が逐次報告される。各プロジェクトの終了後には、担当教員が趣旨、経過、成果をまとめて報告しており、翌年度のプロジェクトの企画に生かされている。これらはウェブサイト上でも公表しているほか（資料 2-8）、検討の結果は「公共政策ワークショップ・ハンドブック」（資料 2-7）にまとめられ、毎年度その成果や反省点を踏まえて改訂をしている。

過去 5 年間における FD 懇談会および評価改善・基本戦略委員会を中心とした自己点検・評価および改善の主たる成果としては、リサーチ・ペーパー等の指導や教育方法の共有（研究倫理教育の強化も含む）、「公共政策基礎理論」・「公共政策特論」の構成・内容の見直し、「政策調査と論文作成の基礎」の必須科目化や実務家教員が担当する専門科目群の「実務政策学」への一本化を柱としたカリキュラム改革、夏期集中講義の充実、シラバスの記述の統一、広報活動の拡大と多様化、入試制度の見直し、学生に対する新たな経済的支援の導入等が挙げられる。

学生による授業評価に関しては、本大学院では、設置当初の 2004 年度から学生の授業評価アンケートを実施している。（資料 2-14、2-15）授業評価アンケートの結果は、各教員に伝えられ、教育改善の判断材料となっている。教員は、アンケートの中で学生から質問や要望を受けた場合には、それに回答することが求められている。授業アンケートの結果ならびにアンケートの中で提示された質問・要望への教員による回答は、全学生が確認できる。

アンケート結果を各教員がどう受け止め、それをどのように教育改善に役立てるかについては、FD 懇談会における議論の重要なテーマであり、今後も FD 懇談会における授業評価アンケートに基づく意見交換を通じて学生のニーズに合致した教育の改善を進める方針である。（評価の視点 2-32）

2019 年度に開催された東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会の会合では、産業界の視点から本大学院の教育について建設的な意見が示された。これらの意見の内容（インターンシップや経済学系科目の充実など）は、会合以前から本大学院で意識され、すでに改善に努めていたので（インターンシップの拡充に関しては項目 5 において、経済学系科目の充実に関しては項目 4 において詳細に説明をしている）、今回の会合に関していえば、本大学院が進めてきた改善に向けた取り組みの妥当性を再確認する場となったといえる。今後も引き続き、教育課程連携協議会の場で産業界などから示された意見を参考とし、教育課程のさらなる改善に取り組む所存である。

（資料 2-19、2-20、2-21）（評価の視点 2-33）

#### 【固有の目的に即した授業改善の特色】

本大学院では、FD 懇談会、評価改善・基本戦略委員会、ワークショップ I・II 運営委員会などをつうじて、カリキュラム全体の構成や個々の授業科目について実務家教員・研究者教員間で闊達な議論が行われ、「政策プロフェッショナルを養成する」という固有の目的に即した授業改善に取り組んでいる。その成果は、カリキュラムの改革などに反映されてきた。学生指導に関する経験の共有も十分に行われていると自負している。

実務家教員への独自のサポート体制により、行政実務から大学院での教育・研究業務への円滑な移行が可能となっている。（評価の視点 2-34）

## <根拠資料>

- ・添付資料 2-7：令和 3 年度(2021 年度)公共政策ワークショップ・ハンドブック
- ・添付資料 2-8：東北大学公共政策大学院ウェブサイト「FD と公共政策ワークショップの事後評価」(<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/about/hyoka/workshop/>)
- ・添付資料 2-11：東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程
- ・添付資料 2-12：「公共政策大学院新任教員手引き」
- ・添付資料 2-13：公共政策大学院 FD 懇談会実施一覧
- ・添付資料 2-14：令和 2 年度公共政策大学院授業評価アンケート（前期）集計結果
- ・添付資料 2-15：令和 2 年度公共政策大学院授業評価アンケート（後期）集計結果
- ・添付資料 2-19：東北大学大学院法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程連携協議会に関する内規
- ・添付資料 2-20：令和元年度東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会
- ・添付資料 2-21：東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会 [令和元年度] 評価結果

## (3) 成果

### 項目 10：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用

各公共政策系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-35：修了者の進路状況等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表していること。〔「学教法施規」第 172 条の 2 第 1 項〕〔F 群、L 群〕

2-36：固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F 群〕

### <現状の説明>

本大学院においては、修了生が修了届を提出することとしており、そこで修了生の進路を把握している。また、アドバイザー教員が学生と頻繁に接触して進路指導等を行っており、そこでも進路の把握が可能である。

本大学院開設以来の修了生 342 名の進路をみると、国家公務員総合職（旧 I 種）が 35 名、国家公務員一般職（旧 II 種）が 9 名、国家公務員専門職が 2 名、特別職公務員が 6 名、地方公務員上級職が 97 名、政府関係法人が 18 名、地方議会議員 2 名など合計 169 名が「政策プロフェッショナル」として活躍している。また、シンクタンク・コンサル（17 名）、報道（13 名）、NPO（6 名）に進んだ修了生にも「政策プロフェッショナル」とよべる業務に従事している者が多数いる。

修了生の進路先の全容については『大学院案内』において、年度ごとの修了生の具体的な進路先についてはホームページにおいて、それぞれ毎年公表している（資料 2-16：21 頁）。（評価の視点 2-35）

本大学院では、「政策プロフェッショナルの育成」という本大学院の固有の目的に照らした教育効果を測定するうえで「公共政策ワークショップ I」や「公共政策ワークショップ II」に関する各学生の成績、前者の成果である最終報告書、後者の成果であるリサーチ・ペーパーを重要な指標

としている。「公共政策ワークショップ I」に関していえば、毎年度末に各担当教員が事後評価の報告書を作成し、それを通じて教育の効果や課題について評価を示している。本大学院では、その事後評価の内容について公共政策ワークショップ I 運営委員会や FD 懇談会において検討をおこない、次年度の教育改善に活用している。

本大学院は、修了生の進路を把握し、公共政策に関わる就職先に進むことができたかどうかという観点からも、教育効果測定を行っている。現在のところ、中央省庁、地方自治体、政府関係機関、地方議会、報道機関等、政策に直接関与する就職先に修了生の約半数が進むことができたのは、本大学院の成果を示しているものと判断している。ただし、例年、中央省庁を志望しながらも内定を獲得できない学生がいるので、本大学院ではアドバイザー教員が中心となって当該学生に聞き取りをおこない、実務家教員の所見も参考にしながら官庁訪問を視野に入れた教育内容・方法の改善策を検討し、2018 年から官庁訪問前に研究者教員と実務家教員による個別面接指導を組織的におこなうようになった。(評価の視点 2-36)

### <根拠資料>

- ・添付資料 2-16：令和 3 年度(2021 年度)年度東北大学公共政策大学院大学院案内

## 【2 教育内容・方法・成果の点検・評価】

### (1) 検討及び改善が必要な点

本大学院の教育課程は、以上に説明したように、全体として専門職大学院として求められている基準を満たしているものと判断できる。

とりわけ、体験型政策教育を中核に置いた、従来の大学院とは大きく異なる教育課程を採用している点が特色として挙げられる。これは、専門職学位課程の目的である「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を、公共政策の分野において達成するための教育方法を真摯に検討した結果であり、今後とも継続していきたいと考えている。

教育方法等については、「2021 年度公共政策ワークショップ・ハンドブック」(資料 2-7)に掲載されているワークショップの実施過程及び 2021 年度の『大学院案内』(資料 2-16)の在学生・修了生からのメッセージから、「公共政策ワークショップ I・II」を中心に、アドバイザー教員によるきめ細かな履修指導と充実した実践教育を行っているとは判断できる。

単位認定・成績評価については、その基準および方法を策定し、授業科目ごとに講義要綱にて明示していると判断できる。また、その基準および方法に基づいて、厳格な成績評価をしていると判断できる。

履修指導等については、アドバイザー教員が、学生の多様なバックグラウンドや職業観を踏まえて、綿密に実施していると判断できる。

改善のための組織的な研修等については、特に「公共政策ワークショップ I・II」の運営・指導方法につき、丁寧に行われていると自負している。また、2019 年度に設立した東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会を通じて、本大学院の教育課程や教育方法について産業界からアドバイスをいただくスキームも整えられた。

本大学院は、これまでの外部評価・認証評価において経済学系科目が手薄であるという指摘(「検討課題」)を受けてきた。これは、本大学院が本法学研究科の一専攻として設立されたという経緯に由来しており、設立当初からの課題となっている。この課題に対応するために、2017 年度以降、

本大学院学生が東北大学の会計大学院の科目を履修できる仕組みを整え、前述のとおり、毎年複数の学生がこの仕組みを利用するようになった。(資料：2-17) また、独立行政法人経済産業研究所の所長をはじめとする研究員および経済産業省の官僚からなるオムニバス授業である「経済産業政策特論」や集中講義として開講される「経済と社会」(行動経済学など)・「政策分析の手法」(統計分析)といった新たな経済学系科目を2018年度以降のカリキュラムに加えた。

ただし、経済学系科目のメニュー拡充に関するこれらの措置が学生のニーズに十分応えているかどうかは、まだ正確に把握できていない。そうした情報を収集したうえで、これまで講じてきた改善策の効果を見極め、不足している場合は、さらなる改善策を講じる必要がある。

## (2) 改善のためのプラン

今後一般的な授業アンケートとは別に経済学系科目の履修の充実度に関するアンケートも実施し、経済学系科目のさらなる手当てに関する判断材料を収集する予定である。

### <根拠資料>

- ・添付資料 2-2：令和3年度(2021年度)公共政策大学院講義要綱
- ・添付資料 2-7：令和3年度(2021年度)公共政策ワークショップ・ハンドブック
- ・添付資料 2-17：大学院経済学研究科会計専門職専攻及び大学院法学研究科公共法政策専攻間における授業科目相互提供に関する覚書

### 3 教員・教員組織

#### 項目 11：専任教員数、構成等

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、専門職大学院には、理論と実務を架橋する教育が求められていることに留意して、適切に教員を配置することが必要である。その際、教員構成の多様性にも考慮することが望ましい。

<評価の視点>

3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第53号」第1条第1項）〔F群、L群〕

3-2：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）〔L群〕

3-3：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。（「専門院」第5条）〔F群、L群〕

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

3-4：専任教員に占める実務家教員の割合は、公共政策系分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項、第2項）〔L群〕

3-5：専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）〔L群〕

3-6：実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。（「告示第53号」第2条第2項）〔L群〕

3-7：専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。（「専門院」第5条第2項、「告示第53号」第1条第2項）〔L群〕

3-8：公共政策系分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論性を重視する科目及び実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。〔F群〕

3-9：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準及び手続によって行われていること。〔F群〕

3-10：専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。（「大学院」第8条第5項）〔F群〕

3-11：教員構成では、職業経歴、国際経験、性別等の多様性をどのように考慮しているか。〔A群〕

<現状の説明>

#### [専任教員数]

本大学院における2021年度5月時点での専任教員は、15名であり、うち教授は10名（専任教員の半分以上）、准教授は3名、助教は2名である。このうち、専任の実務家教員は4名である（専任教員数のおおむね3割以上）。（基礎データ〔表2〕）

設置基準上必要な専任教員数は10名であるので、これを満たしている。（評価の視点 3-1、3-

## 2、3-4)

これら教員については、本大学院の選考委員会での審査および法学部・法学研究科総合運営調整教授会での審査・議決を受けて選任することにより教育上の指導能力の水準が確保されている。

### [専任教員としての能力]

本大学院の専任教員は、項目12で後述のとおり、研究者教員も実務家教員もともに、本法学研究科の教員採用手続が適用されており、これによって専任教員としての能力を有する者を採用している。

研究者教員の教育・研究上の実績および実務家教員の実務経験については、「基礎データ〔表4〕」に示されており、公共政策大学院で教鞭を取るうえで求められる水準をクリアしている。専任教員は、教育上の指導能力、すなわち「公共政策ワークショップI」のプロジェクト・チームを指導できるか否かを重要な指標として採用されており、本大学院に就任後一貫して「公共政策ワークショップI」の運営に深くコミットすることによって教育上の指導力を向上させている。

実務家教員の場合は、採用に際して関連官庁の人事担当者に対して教育上の指導能力を備えた候補者の推薦を依頼しており、選考委員会メンバー（主として院長）が候補者と面談をおこない、教育上の指導能力を十分兼ね備えた人物であると判断したうえで採用している。開学以来、「公共政策ワークショップI」が円滑に運営され、着実に成果を挙げている事実は、専任教員の教育上の高い指導力を示していると自負している。（**評価の視点 3-3**）

### [実務家教員]

本大学院においては、実務家教員は、霞が関の中央省庁から現役の行政官を2、3年程度派遣してもらおう形で確保している。実務家教員は、「基礎データ〔表4〕」のとおり、5年以上の実務経験を有しており、その経歴からも明らかなように、高度の実務能力を有している。（**評価の視点 3-5**）

なお、本大学院は、「みなし専任教員」の実務家教員を置いていない。（**評価の視点 3-6**）

### [専任教員の分野構成・科目配置]

本大学院の専任教員の分野構成は、設立以来変動があるが、2021年5月時点では、研究者教員について行政法、行政学、租税法、労働法、防災法、国際政治学、中国政治史、日本政治外交史となっている。実務家教員は、国土交通省、外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省から受け入れている。各教員の担当科目は、「基礎データ〔表3〕」のとおりである。

専任の研究者教員は、いずれも東北大学法学部および東北大学大学院法学研究科の科目も担当しているが、法令上の規則に則した形となっている。なお、本大学院の兼任教員（国際法）は1名である。（**評価の視点 3-7**）

「基礎データ〔表3〕」からわかるように、本大学院の中核となる科目にはいずれも専任の教授または准教授が配置されている。理論系の科目は主として研究者教員、実践系の科目は主として実務家教員が担当しており、適切な配置が確保されている。（**評価の視点 3-8、3-9**）

また、学生が幅広い分野の知識と多面的な視点を得られるよう、「社会保障法」、「経済法」等を本学教員が教授しているほか、非常勤講師により「経済学理論」、「財政学」等の授業科目を開講している。本大学院は、あくまで法学研究科に所属しており、経済学研究科との共同運営という形になっていないため、「経済学理論」、「財政学」といった経済学系科目に専任教員を充てること

が予算的に難しい。このため、仙台に通勤することが可能な研究者で、なおかつ第一線で活躍している方、すなわちこれらの科目を担当するのに適切な資質を備えた研究者に非常勤を依頼している。

さらに、外部講師として自治体首長、実務経験者、NPO職員等を招聘して政策実務教育の充実を図っている。

#### [教員の構成]

教員の年齢構成は、「基礎データ〔表3〕」(2021年5月時点)のとおり、60代が1名、50代が5名、40代が4名、30代が3名、20代が2名であり、年齢のバランスに配慮した形となっている。

#### (評価の視点 3-10)

教員人事については、実務家教員であれば出身組織、国際経験を含む実務経験が適正なものになるよう検討しており、研究者教員については、法学、政治学等構成や性別等を考慮し、教員選考委員会において検討したうえで進めている。

#### (評価の視点 3-11)

#### <根拠資料>

- ・添付資料 3-1：公共政策大学院（公共法政策専攻）自己評価報告書（令和元年版）

### 項目 12：教員の募集・任免・昇格

各公共政策系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手続等を定め、その公正な運用を図ることが必要である。

#### <評価の視点>

3-12：教授、准教授、助教、講師、客員教員、任期付き教員等の教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。〔F群〕

3-13：教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続に関する規程を定め、運用していること。〔F群〕

#### <現状の説明>

本大学院の専任教員は、研究者教員も実務家教員もともに、本法学研究科の教員採用手続によって採用している。すなわち、5名程度の教員により選考委員会を設置し、候補者の教育・研究能力を評価した上で報告書を作成する。なお、実務家教員については、選考委員会に実務家教員が必ず参加することとして、その実務能力を適切に評価することができるようにしている。選考委員会の報告書に基づいて、教授会での投票結果により教員を採用する。このような手続を経ることにより、専任教員としての能力を有する者を採用している。兼任教員は、公共政策に密接にかかわる研究テーマに関して優れた業績を持つ、なおかつ「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」の教育に従事する意欲のある研究者教員を採用している。

なお、教員組織の編成方針について明文化したものはないが、「体験型政策教育」、特に「公共政策ワークショップⅠ」を各年度4プロジェクト開講できるよう実務家教員を確保しつつ、研究者教員については専門分野、年齢、性別のバランスを考慮して選考を行っている。

教員の選考・昇格基準についても、本大学院で明文化したものはないが、大学全体の方針として「国立大学法人東北大学教員選考基準（資料 3-2）」を定めており、それに則った運用を行っている。（資料 3-3、資料 3-4、資料 3-5、資料 3-6）（評価の視点 3-12、3-13）

#### <根拠資料>

- ・添付資料 3-2：国立大学法人東北大学教員選考基準
- ・添付資料 3-3：国立大学法人東北大学教員の任期に関する規程
- ・添付資料 3-4：東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規
- ・添付資料 3-5：東北大学大学院法学研究科における任期の定めのある専任教員候補者の選考  
手続に関する申合せ
- ・添付資料 3-6：東北大学大学院法学研究科公共政策大学院における任期の定めのある専任教員  
候補者の選考手続に関する申合せ

### 【3 教員・教員組織の点検・評価】

#### （1）検討及び改善が必要な点

本大学院は、中央省庁から派遣された実務家教員が研究者教員と協働しながら教育研究を担うことを一つの特徴としているが、各省庁とも、採用抑制期にあった 40 歳代の職員層が薄いのに加え、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量の増大により人員不足となっており、実務家教員の採用に係る各省庁との交渉・調整が困難になっている。

#### （2）改善のためのプラン

実務家教員の採用に係る交渉・調整に関しては、何よりも各省庁との信頼関係を維持し、場合によっては組織的に関係性を強化する方策を検討するとともに、在籍中の実務家教員やオムニバス講義の担当者等とのネットワークを維持・拡大するように努める。

## 4 学生の受け入れ

### 項目 13：学生の受け入れ方針、定員管理

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法、手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されていることが必要である。さらに、入学者選抜の方法等について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

各公共政策系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。

<評価の視点>

4-1：明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第165条の2第1項、第172条の2第1項）〔F群、L群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準、方法及び手続を設定していること。〔F群〕

4-3：選抜方法及び手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。〔F群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準及び方法に適った学生を受け入れていること。

〔F群〕

4-5：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔F群〕

4-6：入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第10条第3項）〔F群、L群〕

4-7：入学者選抜の方法など学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本大学院の入学定員は30名、収容定員は60名である（東北大学大学院通則第2条）。2019年度から2021年度における志願者・合格者・入学者数の推移は、「基礎データ〔表5〕」のとおりである。

[学生の受け入れ方針等]

本大学院のアドミッション・ポリシーは、以下の通りである（資料4-1：23頁）。

東北大学公共政策大学院が受け入れる学生像とは、「公共政策ワークショップ」をはじめとするカリキュラムによって、他の学生と切磋琢磨しながら自己の能力を一層涵養することのできる人物であり、具体的には以下の資質を持つ人物です。

・学部で学んだ専門知識を基盤としつつ、公務及び公共政策の立案・制度設計について多角的な視点から学習する意欲と基礎的な能力を有すること。

・討論・交渉・文章作成・プレゼンテーションなどコミュニケーション能力を豊かに持ち、集団作業に貢献できる適性を有すること。

・公共性への情熱を持ち、公務に対し献身的な資質を有すること。

したがって入学試験では、特定の行政課題に関する基本的な理解とそれに基づき考察する能力を有していることを考査するとともに、「公共政策ワークショップ」において集団作業に積極的に

参加する人物であることを面接で審査します。これによって、特定の学部の卒業生に偏ることなく、様々な学部の卒業生や社会人経験を持つ者から多様な学生の受け入れを進めます。

このアドミッション・ポリシーは、ウェブサイトを通じて公表されているほか、学内外での入試説明会や『大学院案内』の配布等をつうじ広く社会に向け発信されている。(評価の視点 4-1)

また、入学試験の選抜方法・手続きについても、ウェブサイト、入試説明会や『大学院案内』の配布をつうじ、社会に広く公表している。(評価の視点 4-3)

本大学院の入学試験は、2009年度入学者向け入試から、提出書類、小論文および面接の総合判定により行うこととしている(資料 4-1: 23 頁、資料 4-2、資料 4-3、資料 4-4、資料 4-5)。(評価の視点 4-2)

小論文は、日本が直面している行政課題についての受験生の基礎的な理解を考査し、受験生の問題意識、分析力、論理的思考力、文章作成力を審査することを目的としている。小論文の問題は、内政関係の政策課題、経済に関連する政策課題、および国際関係の政策課題の 3 分野から出題している。小論文は、A B C D の 4 段階で評価する。

面接は、受験者の「公共政策ワークショップ」に関する意識・姿勢、コミュニケーション能力、協調性などの集団作業能力を総合的に判定するために行われる。複数の面接実施委員により、受験者 1 人ずつ、約 50 分かけて実施している。この面接には、本大学院のほぼ全教員が参加している。面接は、提出書類の記載事項等も参考として、A B C D の 4 段階で評価する。

受験者の合否は、判定委員会の議を経て、運営委員会により決定する。合否の判定は次の基準による。

- ① 小論文または面接のいずれかが D であるものは不合格とする。
- ② ①を除き、小論文または面接のいずれかが A であるものは合格とする。
- ③ 両者とも C であるものは不合格とする。ただし、出願時の提出書類等から特別の事情有りとする場合には、判定委員会が合格とすることができる。
- ④ 両者とも B であるもの、又は一方が B であり、もう一方が C であるものは、判定委員会による。

また、公共政策に関する実務に 3 年以上携わった者については、面接試験のみにより選考を行う特別の入試方法を設けている。

#### [入学者の選抜方法]

上記の学生の受け入れ方針等に記載のとおり、本大学院の入学選抜方法は、提出書類、小論文および面接の総合判定により行っており、合格者の決定方法としては、本大学院運営委員会の下に設置された判定委員会の議を経て、本大学院運営委員会により決定している。(資料 4-5) (評価の視点 4-4)

#### [障がいのある者が受験する場合の対応方法]

各募集要項において、入学志願者で受験上及び修学上配慮を必要とする場合には、所定の期日までに所定の連絡先まで申し出るよう注記している。なお、申し出があった場合には、受験上の配慮については、本大学院の入試委員会で協議することとなり、また、修学上の配慮に至っては、本学の学生相談・特別支援センターと連携し対応を行うこととなる。

ただし、これまで、受験上及び修学上配慮の申し出はない。(評価の視点 4-5)

## [定員管理]

本大学院は、2012年度および2013年度に定員充足を達成したものの、2014年度から2016年度における志願者・合格者・入学者数の推移をみると、いずれの数値も減少傾向が続いた。2016年度は、入学者が定員の70%（21名）にまで低下するという深刻な定員割れに直面した。このような状況に鑑み、前回の認証評価では定員管理が「検討課題」とされ、改善に取り組むことが求められていた。

課題検討の過程では、「公共政策ワークショップ I」をはじめとする本大学院での学びの魅力が広く認知されていない、社会人学生が働きながら科目を履修できるような体制が十分に整っていない、経済学系・行政学系科目の少なさがカリキュラムのネックになっている、公務員を目指している学生が現役の時に公務員試験に落ちても家庭の経済事情により公共政策大学院に進まず、留年することを選ぶ傾向が強いといった意見が提起された。

このような検討を踏まえ、2017年度以降、本大学院のスタッフの総力を結集する形で定員管理の改善、特に学生募集の強化に取り組んできた。学生募集の強化のために本大学院が特に力を入れてきたのが①広報活動の大幅拡大、②入試の複数回実施、③入学者の経済的支援に関する新たな枠組みの導入、④短期集中講義の拡充などによるカリキュラムの魅力向上である。以下では、それぞれの取り組みについて詳しく説明する。

①本大学院では、公共政策ワークショップなどの魅力を発信するために、もともと対面式の入試説明会を年5回前後実施していたが、2017年度以降は、2017年16回、2018年20回、2019年17回と入試説明会の回数を大幅に増やした。また、新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われた2020年度も開催方法をオンラインに切り替えて11回実施した。これらの説明会はいずれも専任教員が担当し、進学を検討している大学生や社会人を相手に長い時で3時間以上のレクチャーと個別相談を行った。

本大学院の受験を検討している学生・社会人に公共政策ワークショップをはじめとする本学での学びを至近距離で体験してもらう機会を増やすために、従来行っていたオープンキャンパスに加えて、「公共政策ワークショップ I」の中間報告会（7月）、最終報告会（12月）を一般公開した（ワークショップ見学会）。

本大学院での学びに関する具体的なイメージを幅広く社会に発信するために、ウェブサイトのニューズレターの掲載頻度の向上とコンテンツの充実に取り組んだ。ニューズレターでは、「公共政策ワークショップ I」の4つのプロジェクト・チームが現地調査を行っている様子を写真付きで紹介し、潜在的な志願者に本学での学びについて具体的なイメージを育んでもらえるように工夫した。

以上のような取り組みが、入学者の増加に寄与していることは、入試説明会、オープンキャンパス、公共政策ワークショップ I 報告会の参加者へのアンケートと実際の入学状況から裏付けられる。本大学院の場合、受験生の大多数が上記のイベントのいずれかに複数回参加しており、また、ウェブサイトも小まめにチェックしている。このように、入学前から本学での学びに親近感を持ってもらうことが、本大学院で学ぶことへのモチベーションを高める効果を発揮している。

②本大学院では、もともと10月に一般入試を、11月に社会人入試（当該入試を「政策法務教育コース」と呼んでいるが、あくまで実務を経て公共政策大学院に進み、修了後に実務に復帰するキャリアを意識した名称であり、一般入試で入ってきた学生と異なる特定のコースがあるという

意味ではない) をそれぞれ実施し、それで定員が埋まらない場合には、1月に追加募集の入試を実施していた。しかし、その後1月の入試に対するニーズがそれなりにあるということが判明し、受験者のなかに優秀な学生が含まれているというケースが続いたため、2017年度入試以降、ケース・バイ・ケースで実施していた追加募集を毎年必ず実施する入試に改め、10月の一般入試を第1期募集、1月の一般入試を第2期募集と改称した。また、東北大学の優秀な学生を早い段階で確保することを目的として2020年度より内部進学者特別選抜という新たな入試を導入した。(資料: 4-9) これは、GPAが優れている学生や国家公務員総合職試験に合格した学生を対象としており、指導教員の推薦書があれば筆記試験を免除し、合格した場合には、後述するTAに採用して年間80万円を支給するという入試である。

以上のように、入試の実施回数と種類を増やしたことにより、応募状況や合格者数に応じて年度途中で学生募集のための追加措置を講じることが可能となり、そのことが定員確保の取り組み強化につながった。

③本大学院では、2019年より一般入試で優秀な成績をおさめた合格者をTAに採用し、年間80万円(初年度の入学金と授業料に相当)を支給する制度を導入した。2020年度からは、内部進学者特別選抜の合格者もTAとして採用するようになった。現時点では、10名のTA枠を確保している。このような制度を導入したきっかけは、入試説明会などをつうじて本大学院で学ぶ意欲があるのに金銭的問題で進学を断念せざるを得ない優秀な学生が少なからず存在することが判明したことである。そこで東北大学本部に相談した結果、「1人80万円・10枠」という支援を得られることとなった。こうした制度の導入により、従来は進学を断念していたような学生に進学の機会を提供できるようになった

④本大学院は、経済学系科目が少なかったことに加えて行政学系の科目も決して充実しているとはいえなかった。そこで非常勤講師枠を増やし、夏期などに実施される集中講義という形で経済学系科目、行政学系科目を増やした。2021年度は、「経済と社会」、「政策分析の手法」、「政策評価論」、「震災復興における政治・行政」、「日本政治演習」、「比較公共政策」をそのような形で開講した。これによりカリキュラムの魅力を向上させると同時に、仕事を続けながら本大学院に通っている社会人学生の科目履修効率を上昇させた(社会人学生の就学環境の改善)。

以上の4つの取り組みを進めた結果、2017年度入試より入学者の回復傾向がみられるようになり、2019年度以降は、3年連続で定員の9割以上の入学者を確保した。2022年度入試も2022年3月18日時点で31名の合格者が入学手続きをおこなったので、定員の9割以上を確保できる見通しである。(評価の視点4-6)

◆参考データ：公共政策大学院 志願者数・入学者数・在籍者数(※在籍者数は5月1日現在)

年度	入学定員	志願者	合格者	入学者	入学定員充足率	在籍者数※	収容定員充足率
H24(2012)	30	71	42	30	100.0%	60	100.0%
H25(2013)	30	79	41	31	103.3%	63	105.0%
H26(2014)	30	67	41	26	86.6%	64	106.6%
H27(2015)	30	73	39	23	76.6%	55	91.6%
H28(2016)	30	51	27	21	70.0%	50	83.3%
H29(2017)	30	55	36	23	76.6%	46	76.6%
H30(2018)	30	39	33	26	86.6%	50	83.3%
R1(2019)	30	58	39	34	113.3%	64	106.6%
R2(2020)	30	52	41	30	100.0%	74	123.3%

### 〔固有の目的に即した学生の受け入れの特色〕

本大学院は、「政策プロフェッショナルを育成する」という固有の目的を実現する方法として「公共政策ワークショップI・II」を中核に据えたカリキュラムを準備しており、入試に際しては「公共政策ワークショップI」において他の学生と切磋琢磨できる人物を受け入れるという方針をアドミッション・ポリシーにおいて明示していることを特色としている。本大学院の入試は、次年度に開講される「公共政策ワークショップI」の4つのプロジェクト・チームを担うメンバーを選抜するという性格を色濃く備えている。そのために、面接において50分間かけて受験生の適性やモチベーションを多角的かつ慎重に検討している。この50分面接も日本国内の他の公共政策大学院にはない本大学院の特色である。(評価の視点4-7)

### <根拠資料>

- ・添付資料 4-1：令和3年度(2021年度)東北大学公共政策大学院大学院案内
- ・添付資料 4-2：令和3年度(2021年度)東北大学公共政策大学院学生募集要項(第1期募集)
- ・添付資料 4-3：令和3年度(2021年度)東北大学公共政策大学院学生募集要項(政策法務教育コース)
- ・添付資料 4-4：令和3年度(2021年度)年度東北大学公共政策大学院学生募集要項(第2期募集)
- ・添付資料 4-5：公共政策大学院の入学試験に関する内規
- ・添付資料 4-9：令和3年度(2021年度)年度東北大学公共政策大学院学生募集要項(内部進学者特別選抜)

### 項目14：入学者選抜の実施及び検証

各公共政策系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を継続的に検証することが望ましい。さらに、入学者選抜の実施・検証においては、固有の目的に即し、体制、方法等の面で特色ある取組みを行うことが望ましい。

#### <評価の視点>

4-8：入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔F群〕

4-9：学生の受け入れ方針、選抜基準、方法等を継続的に検証しているか。〔A群〕

4-10：入学者選抜の実施や検証の体制又は検証の方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

〔A群〕

#### <現状の説明>

本大学院においては、「公共政策大学院の入学試験に関する内規」を定め、この規定に基づいて、小論文試験の作題委員の選出、面接実施委員の選出等を行っている。

入試問題の作成に当たっては、入試委員会が指定した作題委員が問題草案を作成し、その草案について院長・副院長・入試委員会委員・作題委員から構成される作題委員会で検討を行って問題を確定し、さらに院長・副院長・入試委員会委員長から構成される点検委員会が入試問題の文章に問題がないか二重にチェックする体制をとっている。これは、入試ミスを防止するという全学の方針に則って整備された体制でもある。

入試実施後には、判定委員会により試験成績の評価をしたうえで、本大学院運営委員会の議決により合否を決定している。この判定委員会の場では各出願者について時間をかけた綿密な評価が行われ、その際に本大学院の教育を受ける資質・能力があるか教員間で議論がなされる。

入学試験の実施については、入試委員会が担当し、具体的な実施要領を定めて、教員および事務職員の協力により実施している（資料 4-5、資料 4-6、資料 4-7、資料 4-8、資料 4-10）。**（評価の視点 4-8）**

各入試時の判定委員会および運営委員会でなされた教員間での議論では、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）や入学試験の方法が繰り返し検証され、それを踏まえて臨機応変に入学者選抜の実施体制の改善をはかってきた。それに基づき、2018年度から「公共政策ワークショップ I」に一層の重点を置いた新たなアドミッション・ポリシーを打ち出し、それに対応する形で毎年4つの入試を実施するという改革を行ってきた。また、ながらく60分行っていた面接を50分に短縮するといった見直し（受験生の待機時間の短縮に寄与）を行った。**（評価の視点 4-9）**

#### 〔固有の目的に即した入学者選抜の実施体制・検証方法の特色〕

本大学院の第1期募集・第2期募集で実施される小論文試験では、内政2、経済1、国際1という内訳で4つの問題を設定し、受験生がそのなかから1つを選択して回答するという形をとっている。この入試問題を準備する作題委員会では、4名の作題者がそれぞれ2問ずつ問題案を作成し、4名の作題者、院長、2名の副院長、入試委員会委員長を交えてどの問題を選ぶかについて最長で4時間ほど議論し、さらに各問題の文章表現についても意見交換を行い、4つの問題を練り上げていく。その際、次年度に実施する「公共政策ワークショップ I」の4つのプロジェクト・チームのテーマなども考慮に入れている。

第1期・第2期募集、内部進学者特別選抜、政策法務教育コース入試（社会人入試）のいずれにおいても実施される面接試験では、前述したとおり、50分の面接を実施するが、基本的に実務家教員と研究者教員のコンビが理論と実務の両面から受験生に対する質問を行う。

試験後に開催される合否判定会議では、各受験生の入試の点数のみならず、本大学院が開催した入試説明会、オープンキャンパス、ワークショップ報告会などの参加状況、学部時代の成績なども勘案して入学者を慎重に選抜している。

第1期募集・第2期募集の試験の際には、本大学院のほぼ全教員が2日間を費やしている。このように、4回の入試にそれぞれ大きな労力を投入して、「公共政策ワークショップ I・II」をやり遂げる覚悟と資質を兼ね備えた受験者を選抜しているのが本大学院における入学者選抜の実施

体制の特色である。こうした体制により、公共に関わる職務に対する受験者の適性や、公共の問題に対する受験者の関心を的確に判断することができる。また、入学前の段階から、教員間で学生の関心・能力・性格等に関する多くの情報が共有でき、入学後の最適な指導を可能にするというメリットもある。(評価の視点 4-10)

#### <根拠資料>

- ・添付資料 4-5：公共政策大学院の入学試験に関する内規
- ・添付資料 4-6：令和3年度(2021年度)公共政策大学院入学試験（第1期募集）実施要領
- ・添付資料 4-7：令和3年度(2021年度)公共政策大学院入学試験（政策法務教育コース）実施要領
- ・添付資料 4-8：令和3年度(2021年度)公共政策大学院入学試験（第2期募集）実施要領
- ・添付資料 4-10：令和3年度(2021年度)公共政策大学院入学試験（内部進学者特別選抜）実施要領

### 【4 学生の受け入れの点検・評価】

#### （1）検討及び改善が必要な点

学生の受け入れ方針については、アドミッション・ポリシーを公開し、本大学院が求める学生像を明示している。そのうえで、アドミッション・ポリシーに合致した者を学生として入学させるための入学試験方法を工夫している。特に、複数の面接実施委員が、受験者1人ずつ約50分かけて面接を行うことにより、公共政策に携わることに適している人材を慎重に選抜している。この面接を重視した入学試験方法は、本大学院の長所の一つであると認識しており、今後とも継続していきたいと考えている。

入学者選抜の実施体制・検証方法については、入試委員会を中心に、作題委員会および点検委員会による入試問題の作成、受験者一人一人に時間をかけた判定会議のあり方といった点で十分に機能していると判断している。

定員管理に関しては、項目13で既述したように、この5年間で4つの取り組み（①②③④）を遂行し、その結果として2019年度以降入学者が定員の9割を上回る状況が続いている。したがって、定員管理は概ね良好に推移しているといって差し支えないだろう。

これに加えて、中途退学者が過去4年間で1人もでていないことも、学生の受け入れが適切になされていることを示していると考えられる。

一方、本大学院の中長期的な安定経営という観点からいえば、志願者がそれほど増えていない点は不安要因である。近年国家公務員人気に陰りが出ていることに鑑みれば、5年前より定員管理の状況が改善されたという現状にあまんじることなく、志願者の増加にこれまで以上にエネルギーを投入する必要があると考えている。

#### （2）改善のためのプラン

本大学院では、5年前に深刻な事態に陥った定員管理の問題の改善をはかるべく、この5年間で4つの取り組みを中心とする改革を推し進めてきた。これらの取り組みは、まだ導入されたばかりであり、現在、その効果を検証している段階である。

今後は、引き続き現在進行中の改善プランを実施しつつ、適宜補強策を検討していきたい。現時点では、志願者を増やすために広報をさらに強化する必要性を認識しており、前述したように SNS の導入をすみやかに実施したいと考えている。

## 5 学生支援

### 項目 15：学生支援

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の支援体制等にもよりながら、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を整備し、学生が学習に専念できるよう図ることが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者に対する支援体制も整備し、支援等を行うことが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織等に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-4：障がいのある者に対する支援体制を整備し、在籍する学生の必要に応じて支援を行っていること。〔F群〕

5-5：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔A群〕

5-6：社会人学生や留学生のための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-8：学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

学生生活への支援に関しては、以下の取組みを行っている。まず、心身に不調を抱えた学生に対しては、東北大学として保健管理センター、学生相談・特別支援センター等の施設が設けられており、本大学院の学生も利用することができる。また、本大学院においても、「精神面での不調を抱えた学生への指導のガイドライン」(資料 5-1) を設けて、指導方針を定めている。さらに、全学の学生相談所とは別に、本大学院と法科大学院と共同で学生心理相談室を設置し、毎月 2 回、外部の臨床心理士による心理カウンセリングを実施しており、学生が学生生活に対する悩み等があれば利用できる環境を整備している。(資料 5-2、資料 5-3、資料 5-4、資料 5-5) (評価の視点 5-1)

また、学生に対する各種ハラスメントの防止のために、東北大学として「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」(資料 5-6)、「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」(資料 5-7) が定められており、ハラスメント相談の窓口の紹介を含め、新入生オリエンテーション時や掲示によって学生にも周知されている。(資料 5-8、資料 5-9) (評価の視点 5-2)

学生に対する経済的支援としては、本大学院の学生は、入学料または授業料の免除および徴収

猶予、学生寮、奨学金など、東北大学の施設・制度を利用することが可能であり、実際に相当数の学生が利用している（資料 5-10：63-66 頁、資料 5-10：67-74 頁、資料 5-11、資料 5-12）。また、東日本大震災で被災した新入生に対しては、特に入学料免除、授業料免除、奨学金支給および無償の寄宿舎提供等の措置が設けられている（資料 5-13）。

本大学院では、2019 年度より一般入試で優秀な成績をおさめた合格者を TA に採用し、年間 80 万円（初年度の入学金と授業料に相当）を支給する制度を導入した。2020 年度からは、内部進学者特別選抜の合格者も TA として採用するようになった。現時点では、10 名の TA 枠を確保している。これは、経済的問題による公共政策大学院への進学および「政策プロフェッショナル」への道を断念せざるを得ない優秀な学生を支援するという観点から導入された制度であり、その意味で「政策プロフェッショナルを育成する」という本大学院の固有の目的に即した本大学院独自の学生支援策といえる。

「公共政策ワークショップ I」については、東北大学大学院法学研究科の運営費交付金から学生 1 名につき 10 万円という基準でプロジェクトごとに経費を用意しており、資料収集経費や現地調査のための旅費、講師招聘のための費用として使われている。さらに、国際ワークショップで必要な海外調査に対しては、JR 東日本グローバル人材育成プログラム基金（通称「はやぶさ基金」）から、別途 1 人 8 万円程度の旅費支援を行っている。研究遂行にかかる経費に関するこのような支援により、体験型政策教育を充実させていることも、本大学院の固有の目的に即した本大学院の特色ある学生支援策といえる。（評価の視点 5-3）

学生の課程修了後を見越したキャリア支援、進路選択のための助言・指導の体制に関しては、本大学院は、新入生の入学前から指導と助言をはじめている（資料 5-14）。例えば、入学予定者は、本大学院から提示された 4 つの政策課題から 1 つを選択してレポートを執筆し、入学前に提出することとなっている。それを本大学院の教員が添削して政策立案の観点からコメントを付し、入学後の 4 月中に返却している。入学後は、第 1 年次において実務家教員がアドバイザー教員に就き、入学当初から個々の学生の進路の希望を調査し、国家公務員試験の成績等を勘案しながら進路に関する指導を一貫して行っている（資料 5-15、資料 5-16）。進路指導の内容は、ワークショップ I 運営委員会において検討され、教員間で共有されている。

また、東北大学としても、学生の進路選択および就職活動の支援のために、キャリア支援センターを設けており、本大学院の学生も利用が可能である（資料 5-17）。

その他、「2-(2)教育方法等」において述べたインターンシップも、学生の進路選択に貢献している（資料 5-18）。（評価の視点 5-5）

障害のある学生への対応について、現在、該当する学生の在籍はないが、修学上の配慮に至っては、平成 28 年 4 月に全学で定めた「障害のある学生への配慮に関するガイドライン」（資料 5-19）に基づき、本学の学生相談・特別支援センターと連携し対応を行うこととなる。（評価の視点 5-4）

留学生については、全学の組織である教育・学生支援部留学生課国際交流サポート室において、在留資格、住宅、生活相談等日本で生活をするうえで必要な情報について支援を行っている。

他方、社会人学生については、休職あるいは在職したままの就学希望に関しては、入試委員会が個別の相談に応じる体制となっている。2015 年度より長期履修制度が導入され、多くの社会人学生に利用されている。（評価の視点 5-6）

### [学生の自主的な活動・同窓会組織等に対する支援体制]

本大学院の学生は、エクステンション教育研究棟に設置されているコモンルーム等の場での交流を通して、自主的な活動を活発に行っている。コモンルームは第2年次学生の幹事学生により自主的に管理されているが、ワークショップ作業室や自習室と近接しているため、第1年次学生も含めて交流や情報交換のラウンジとしての機能を果たしている。毎年春と秋には、教員も含め、スポーツ大会とバーベキュー・芋煮会の開催が定例化している。また、就職活動の情報共有（「体験記」の編集を含む）も重要な機能となっている。こうした活動に対しては、公式の支援体制は存在しないものの、教員有志により費用も含めた支援が行われている。（資料5-20）

同窓会組織については、第1期の修了生が始めた「公共OB・OG会」が代々引き継がれる形で定着し、8月末の入試説明会に合わせて東京で懇親会形式の会合が開催されることが慣例となっている。これは現役の教員、教員OB・OG、学生OB・OGが一堂に会し、情報交換をおこなう場となっている。

この「公共OB・OG会」に対する支援体制としては、名簿管理や教員・在籍学生との連絡について歴代院長の所掌事項となってきた。ただし、修了生の数が増えて名簿管理業務も煩雑になり、また直接の面識がないものの同窓会ネットワークが機能することも見られるようになってきたことから、2016年に「公共OB・OG会」を「法学部同窓会公共支部」とし、より大規模な法学部同窓会のネットワークに組み込むこととした。これにより院長の負担を軽減し、情報管理の制度化を促進した。（評価の視点5-7）

なお、以上については、新型コロナウイルス感染症のまん延状況に応じて、厳格かつ臨機に修正を加えつつ、適切な範囲での支援体制を維持している。

### [固有の目的に即した学生支援の特色]

「政策プロフェッショナルを育成する」という固有の目的に直結した授業である「公共政策ワークショップ I」において政策調査を行ううえでの経費に関して学生に対して手厚い支援を行い、またTA制度によって優秀な学生が一定の収入を得られる環境を整えたことは、本大学院の学生支援の特色といえる。

修了後のキャリアに関する指導を入学前から開始し、入学後は実務家教員がつきっきりでサポートするという少人数教育の利点を生かした本大学院の充実した学生支援は、本大学院の自負するところであり、これも「政策プロフェッショナルを育成する」という固有の目的に即した特色といえる。また、教員や在籍学生との交流も含めた「公共OB・OG会」の緊密なネットワークは、社会の重要課題について修了生を含めた議論を可能としているものでもある。（評価の視点5-8）

### <根拠資料>

- ・添付資料5-1：精神面での不調を抱えた学生への指導のガイドライン
- ・添付資料5-2：学生心理相談室について
- ・添付資料5-3：東北大学高度教養教育・学生支援機構規程
- ・添付資料5-4：学生相談・特別支援センターご利用案内
- ・添付資料5-5：東北大学学生相談・特別支援センターウェブサイト  
(<http://www.ceds.ihe.tohoku.ac.jp/>)
- ・添付資料5-6：国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

- ・添付資料 5-7：ハラスメント問題解決のためのガイドライン
- ・添付資料 5-8：ハラスメントの防止と解決のために
- ・添付資料 5-9：東北大学ハラスメント防止対策ウェブサイト  
(<https://c.bureau.tohoku.ac.jp/homucomp/harassment/>)
- ・添付資料 5-10：令和3年度(2021年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 5-11：入学料免除等ウェブサイト  
(<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/entrance.html>)
- ・添付資料 5-12：授業料免除等ウェブサイト(<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/tuition.html>)
- ・添付資料 5-13：東北大学東日本大震災で被災した新入生への経済的支援ウェブサイト  
([http://www.lifesei.tohoku.ac.jp/media/files/\\_u/topic/file/172u5pnckb.pdf](http://www.lifesei.tohoku.ac.jp/media/files/_u/topic/file/172u5pnckb.pdf))
- ・添付資料 5-14：入学前の学習について
- ・添付資料 5-15：進路指導調書
- ・添付資料 5-16：国家公務員採用総合職試験第1次試験の自己採点申告様式
- ・添付資料 5-17：東北大学キャリア支援センターのご案内
- ・添付資料 5-18：インターンシップの単位認定に関する申し合わせ
- ・添付資料 5-19：障害のある学生への配慮に関するガイドライン
- ・添付資料 5-20：就職体験記（当日閲覧資料）

## 【5 学生支援の点検・評価】

### （1）検討及び改善が必要な点

学生生活に関する相談や各種ハラスメント、学生への経済的支援についての相談体制については十分に整備され、機能していると判断している。2018年度以降中途退学者が0であることは、その重要な根拠といえる。

ただし、毎年若干名の学生は希望する進路がなかなか決まらない等の事情から、心身上の問題を抱えるケースも見られる。そうした場合、個人のプライバシーへの配慮や保秘の観点から関係者を最小限にとどめるため、ほぼアドバイザー教員と院長で対処することとなり、負担が過重になっている。

学生の自主的な活動や同窓会組織に対する支援体制については、公式のものは存在しないが、院長をはじめ教員有志が事実上の支援を行っている。もっとも、この点でも組織的な対応が望ましいと認識している。

### （2）改善のためのプラン

心身上の問題を抱える学生への対応については、一部教員に負担が偏らないよう、できる限り情報共有を行い、組織的な対応にあたる方針である。この点については、ワークショップⅠ運営委員会やFD懇談会等の際に、学生の状況について定期的に報告を求め、情報共有を図るようにしている。

学生の自主的な活動や「公共OB・OG会」については、今後法学部同窓会事務局との協力関係を密にすることを通じて支援体制を強化し、活動の活発化を図っていく方針である。

## 6 教育研究等環境

### 項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の施設及び設備を用いる場合も含め、各公共政策系専門職大学院の規模等に応じた施設及び設備を整備する必要がある。その際には、障がいのある者に配慮することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設、設備又は人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-1：講義室、演習室その他の施設及び設備を公共政策系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。〔「専門院」第17条〕〔F群、L群〕

6-2：学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔F群〕

6-3：障がいのある者のための施設及び設備を整備していること。〔F群〕

6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔F群〕

6-5：教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔F群〕

6-6：施設、設備又は人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

2010年7月に東北大学片平キャンパス内にエクステンション教育研究棟が完成し、本大学院の学生の学習環境は大きく改善された。

エクステンション教育研究棟は全面バリアフリー設計であり（**評価の視点 6-3**）、地上6階建て、延べ床面積約6,850m<sup>2</sup>で、大学本部施設、法科大学院及び会計大学院と共同で利用している。本大学院の法政実務図書室・教室・自習室・ワークショップ作業室などの施設が集約され、建物および各フロアの入り口はカードキーによる入退館管理システムとなっており、所属・身分によって利用できる範囲及び利用可能時間を管理している。本大学院の学生は自習室・ワークショップ作業室を24時間利用可能である。

大講義室（収容人数156名）や3つの小講義室（収容人数は2室が72名、1室が48名）は、大型のスクリーンや視聴覚機器および情報通信設備を備え、講義や演習のほか、国際会議などにも対応できる施設となっている。さらに、3つの演習室（収容人数24名）と6つのゼミ室（収容人数12名）を備えており、少人数教育への対応にも十分である。ワークショップ作業室（収容人数12名）には、パソコン・プリンター等の情報機器が備えられている。また、全館の主要箇所に無線LANアクセスポイントを設置し、講義室や自習室のほか、COMMONルームからもネットワークに接続することが可能となっている。（**評価の視点 6-1**）

ワークショップ作業室（収容人数12名）、自習室、COMMONルーム（収容人数12名）、情報処理コーナー室（19席）等は、学生に常時開放されている。自習室の座席及びロッカーは、学生個人ごとに指定されている。COMMONルームは、項目15で触れたように主として第2年次学生に利用され自主的に管理されているが、ワークショップ作業室や自習室と近接しているため、第1年次学生も含めて交流や情報交換のラウンジとしての機能を果たしている。これらの施設は、利用できる範囲及び利用可能時間をカードキーによって管理している。（資料6-1：87-92頁）

こうしたインフラ面の整備に加え、ワークショップ内の学生同士の交流、授業における第1年次学生と第2年次学生との交流、フィールドワークを通じた「現場の声」の聴取や社会問題との

接触等により、問題意識の涵養が図られている。また、「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」は、講義形式の一方通行の授業ではなく、調査テーマの最終的な設定から最終報告書の作成まで、すべてが学生の自主的な取組に委ねられており、授業そのものが学生の主体的な学習を促すものとなっている。(評価の視点 6-2)

本大学院の情報関連設備としては、情報処理コーナー室に有線 LAN に接続したパソコン 19 台等が置かれており、24 時間利用が可能である。また、ワークショップ作業室にも、パソコン・プリンター等の情報機器が備えられている。加えて、各教室および自習室では、無線 LAN の使用が可能である(資料 6-1 : 87-92 頁)。

また、本大学院の学生には、入学時にメールアカウントが配付され、ウェブサイト上の「教員・学生のページ」へのアクセスが認められる。ここには電子掲示板と共有フォルダがあり、学生への迅速な連絡、講義資料の事前配付、ワークショップ作業の学生間共有等に活用されている。なお、入学時オリエンテーションの際に、ファイル共有ソフトの使用、ソフトウェアの違法コピー等の禁止について指導し、情報機器の適正な使用が行われるよう配慮している(資料 6-2、資料 6-3)。(評価の視点 6-4)

人的支援体制として、本大学院と法科大学院と共同で設置している学生心理相談室には、毎月 2 回、外部の臨床心理士が在室し、心理カウンセリングを実施している。

法政実務図書室においては、司書資格を有する事務補佐員を配置し、レファレンス業務等の教育研究支援に寄与している。

また、情報ネットワーク担当の講師による本大学院のネットワークの利用環境の整備等を行っており、学生に対する情報機器関連のトラブル相談、利用者説明会を実施している。(評価の視点 6-5)

#### [固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制の特色ある取組み]

本大学院においては、体験型政策教育の中核である「公共政策ワークショップⅠ」の実施のために、毎年編成される 4 つのプロジェクト・チームがそれぞれ作業に専念できるワークショップ作業室を 4 つ設け、各部屋にパソコン、プリンター等の設備を整えている。(評価の視点 6-6)

#### <根拠資料>

- ・添付資料 6-1 : 令和 3 年度(2021 年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 6-2 : ファイル共有ソフトの使用禁止について
- ・添付資料 6-3 : コンピューターネットワーク安全・倫理に関するガイドライン

#### 項目 17 : 図書資料等の整備

各公共政策系専門職大学院は、図書館(図書室)に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書、電子媒体等の各種資料を計画的かつ体系的に整備するとともに、図書館(図書室)の利用規程や開館時間は、学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

#### <評価の視点>

6-7：図書館（図書室）には公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書、電子媒体等の各種資料が計画的かつ体系的に整備されていること。〔F群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-9：図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

#### <現状の説明>

エクステンション教育研究棟には、法科大学院と共用で、法政実務図書室を置いている。法政実務図書室には、自主的学習のために必要な図書（図書 26776 冊、製本雑誌 8981 冊）その他の資料が十分に配置されており、パソコンによる情報検索も可能となっている。図書の貸出は、原則として期間は 2 週間以内、冊数は 5 冊以内としている。なお、図書の一部は公共政策大学院資料とされており、これらは公共政策ワークショップでの調査研究に必要な場合、ワークショップ作業室に置いて、そこで閲覧することができる。

法政実務図書室は、閲覧机（4 つ、16 席）や自習用の個人キャレル 35 席を設置して、在学生の学習環境の支援を行なうとともに、市民にも開放されている。

東北大学内の図書館、図書室では、キャンパス間資料搬送サービスが設けられており、本大学院の学生は、法政実務図書室経由で、他キャンパスの図書館、図書室の資料を利用することができる（資料 6-1：93-96 頁、資料 6-1：97-98 頁、資料 6-4）。また、約 27,000 タイトルの電子ジャーナルや国内外の新聞等の各種データベースについては、学内 LAN での利用が可能である。

また、本大学院の学生は、附属図書館本館をはじめ、他キャンパスの図書館も利用することができる。このうち、附属図書館本館は和洋書約 400 万冊、和洋雑誌約 84,000 タイトルを所蔵し、教員には学生閲覧室図書 10 冊 3 週間、書庫図書 100 冊 6 週間、学生には学生閲覧室図書 10 冊 3 週間、書庫図書 50 冊 6 週間の貸出となっている。（評価の視点 6-7、6-9）

法政実務図書室には教員は 24 時間入室できるが、学生については、平日が 9 時から 19 時まで、土日が 13 時から 17 時の開室時間内となっている。また、附属図書館本館の開館時間は、平日 8 時から 22 時、土日が 10 時から 22 時となっている。なお、電子ジャーナルや各種データベースについては、学内 LAN あるいは VPN 接続で 24 時間利用可能である。前述の利用規程ともあわせて、図書資料等の利用環境は充実しているといえる。（評価の視点 6-8）

#### [固有の目的に即した図書資料等の整備に関する特色ある取組み]

本大学院では、「公共政策ワークショップ I」を構成する 4 つのプロジェクト・チームの主担当教員に関連資料・書籍をまとめて購入するための経費をそれぞれ 10 万円支給している（個人研究費とは別）。これにより、学生がプロジェクトを遂行するうえで必要となる基本的な資料・書籍を入学直後から使用できる環境が整備されている。

#### <根拠資料>

- ・添付資料 6-1：令和 3 年度（2021 年度）東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 6-4：東北大学附属図書館本館利用案内

## 項目 18：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各公共政策系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えとともに、専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献、組織内運営への貢献等について評価し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

6-10：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-11：専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。〔F群〕

6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。〔F群〕

6-13：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献、組織内運営への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔F群〕

6-14：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献、組織内運営への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

基礎データ〔表 3〕に授業担当が記載されているが、本大学院では、特定の教員の授業担当時間が過度の負担にならないようバランスに配慮しており、教育の準備や研究活動が可能となるようにしている。さらに、本法学研究科として研究者教員については、6年以上継続して勤務した教授又は准教授を対象に、研究大学院での論文指導以外の職務を免除したサバティカル制度を整備している。（資料 6-5）（評価の視点 6-10、6-12）

個人研究費については、全教員に対し一律 50 万円を支給している。研究者教員、実務家教員とも、個別の研究室が整備されており、教育研究活動において十分な環境を用意している。（評価の視点 6-11）

教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営への貢献については、本法学研究科において、「研究・教育の概要」として、2年に一度教員個人の活動を冊子として取りまとめ、研究科長が確認を行っている。（資料 6-6）専任教員の各種貢献については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構によっておこなわれた 2021 年度大学機関別認証評価により、本大学院を含む法学研究科全体の評価がなされており、概ね良好な評価を得ている。これは、本大学院のみを対象とした認証評価とともに、専任教員のパフォーマンスを適切に評価する主たる仕組みとなっている。

（資料 6-7）（評価の視点 6-13）

「研究・教育の概要」から確認できるように、専任教員は日本が抱える諸々の政策課題に密接にかかわる活動を展開している。（評価の視点 6-14）

<根拠資料>

- ・添付資料 6-5：法学研究科サバティカル制度に関する内規
- ・添付資料 6-6：東北大学大学院法学研究科・法学部『研究・教育の概要第 14 号』
- ・添付資料 6-7：令和 3 年度大学機関別認証評価報告書（東北大学）

## 【6 教育研究等環境の点検・評価】

### (1) 検討及び改善が必要な点

エクステンション教育研究棟の竣工により、本大学院の教室・自習室等の設備、情報関連設備および図書設備は、教員、学生のニーズに十分に対応できるものであると判断できる。特に、「公共政策ワークショップ I」の実施のために、充実した設備と環境を整えていることが長所としては挙げられる。

公共政策ワークショップ I の研究経費は、もともと JR 東日本より「震災復興」を趣旨の一つとして受けた寄附金が起源であり、財政基盤が長期的には安定していないという課題があった。しかし、2018 年度から研究科の運営費交付金から支給されることとなり、この課題は解決された。

一方、国際ワークショップの海外調査に対する旅費のサポートは、依然として寄附金に頼っている状況であり、長期的に同様のサポートを維持できるよう手当てに努めている。

### (2) 改善のためのプラン

国際ワークショップを今後も長期にわたって継続できるように、外部資金（寄附金）の獲得に努めたい。まず FD 懇談会で意見を集約したうえで、「ワークショップ I 運営委員会」において具体的な方策について検討する予定である。ただし、新型コロナ・ウイルスの影響で海外調査が 2 年連続で中止になったこともあり、今後 10 年ほどは資金不足に陥る懸念はない。

## 7 点検・評価、情報公開

### 項目 19：点検・評価

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

7-1：点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。〔学教法〕第109条第1項〔F群、L群〕

7-2：点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕

7-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕

7-4：点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕

7-5：外部評価の実施など、点検・評価の仕組み、組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本大学院は、2007年、2008年、2009年、2011年、2013年、2015年、2017年に、東北大学大学院法学研究科の外部評価（第三者評価）委員会による外部評価を受けている。外部評価については、組織として、東北大学法学研究科外部評価（第三者評価）内規（資料7-1）を定め、本大学院は法学研究科・学部の外部評価の一部会という位置づけの下、複数名の外部評価委員から研究・組織・教育に対するさまざまな意見を伺ってきた。2019年度には、東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会を立ち上げ、同協議会により外部評価（第三者評価）を受けた。今後も引き続き同協議会による外部評価を受ける予定である。（資料7-2、資料7-3、資料7-4、資料7-5、資料7-6、資料7-7、資料7-8）

この他に、本大学院は、大学評価・学位授与機構による、国立大学法人等の第1期中期目標期間（2004年度～2009年度）における教育研究の状況の評価を受けていた。また、大学基準協会については、2012年度と2017年度に公共政策系専門職大学院認証評価を受けている。これらの評価の度に、本大学院は、自己の姿を見直しつつ、その長所をさらに伸ばし、問題点を改善すべく努めてきた。（評価の視点7-1）

本大学院では、もともと評価委員会が中心となってこうした自己点検・評価と、それに基づく改善・向上に取り組んでいた。2015年度からは、外部評価や認証評価において指摘を受けた事項を含めて本大学院の将来像（基本戦略）と改善案を提案し、改善案を実行に移すうえでの指導・調整の役割および実行のプロセスを点検する役割を担う**評価改善・基本戦略委員会**（評価委員会の発展版）を立ち上げた。同委員会には、院長、副院長、FD担当教員、教務委員長、公共政策ワークショップⅠ運営委員会委員長、公共政策ワークショップⅡ運営委員会委員長が加わっている。

項目9でも既述したように、評価改善・基本戦略委員会から改善案を提起し、それをFD懇談会で吟味したうえで、本大学院運営委員会の審議にかけて実行に移すのが、点検・評価や認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための本大学院の基本的仕組みである。こうした仕組みによる自己点検・評価および改善のプロセスに関する報告書は、基本的に5年に一度作成し、それを大学基準協会などに提出している。**(評価の視点7-2)**

本大学院は、2017年度の大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価において「公共政策系専門職大学院基準に適合」という評価を受けたが、その際に1つの「**勸告**」がなされ、複数の「**検討課題**」が示された。

**勸告：**成績評価の基準や方法などを課程ごとに区別しないまま、学部の授業科目を修了要件単位として認定していることの是正。

**検討課題：**

- (1) 「公共法政策専攻」という専攻名や「公共法政策修士」という学位の名称についての説明。
- (2) カリキュラムの改善（経済学系科目の増加、基幹科目・展開科目の区分の明確化、基礎的・入門的科目の確保、「公共政策基礎理論」の内容見直し）。
- (3) シラバスの様式統一。
- (4) 成績評価に関する問い合わせ制度の見直し（不合格者以外にも適用）。
- (5) 定員充足＝入学者数の低下に歯止めをかける。

「勸告」に対しては速やかに是正に着手し、適切な再発防止策を講じたことを2018年8月に提出した「改善報告書」において説明した。再発防止策としては、当該年度の在学生全員の履修状況を調査し、学部の科目を修了要件に含めていないかを確認したうえで、メールや掲示による告知をおこない、さらに学生便覧に学部の科目を修了要件に含めることができないことを明記した。

(資料7-10:48頁)次年度以降からは新入生オリエンテーションにおいて教務委員長から学部の科目を修了要件に含めることができないことを説明し、学生の履修登録が終わった段階でアドバイザー教員と専門職大学院係によってそのような履修がおこなわれていないかをダブル・チェックしている。

かかる再発防止策を説明した「改善報告書」に対して大学基準協会から示された「改善報告書検討結果」において、「**勸告事項を真摯に受け止め、検討を重ね、改善を図ってきたことが確認できた**」、「**指摘事項への改善が完了したと認められる**」という回答を得た。

「検討課題」に関しては、具体的な検討方法および改善策を「改善報告書」において示したことにより、「改善報告書検討結果」においては追加の指摘を受けなかった。検討課題(2)(3)

(5)に関しては、不断の検討と改善に取り組み、本報告書の項目3、項目4、項目7、項目10、項目13において既述したように、具体的な改善策を打ち出した。特に定員管理に関しては、大幅な改善を実現できたと認識している。検討課題(1)に関しては、名称変更も視野に入れた検討を重ねてきたが、項目4で既述したように、やはりこの名称が本大学院の教育のあり方に直結しているという意見が根強いと、ウェブサイト「公共法政策」に関する説明文を加えた。検討

課題（4）に関しても検討を行ったが、目下のところ慎重意見が多く、引き続き FD 懇談会において検討を行う予定である。（評価の視点 7-3）

この他の自己点検や外部評価委員会の評価で指摘された点については、評価改善・基本戦略委員会での検討を経て、FD 懇談会の場で全構成員が参加して議論し、実際の改善につながっていることは項目 9 で述べたとおりである。（評価の視点 7-4）

こうした本大学院の自己点検・評価とその指摘に基づく改善の仕組み（PDCA）は、2017 年度までは外部の研究者・実務家で構成される外部評価委員会、2019 年度以降は外部の研究者・実務家に加えて経済界からの意見も取り入れる教育課程連携協議会による外部評価をつうじて、一貫して実務の現場の視点を教育の現場に反映させやすい形になっていることが特色となっており、「政策プロフェッショナルを育成する」という固有の目的に大きく寄与するものとなっている。（評価の視点 7-5）

#### <根拠資料>

- ・添付資料 7-1：東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規
- ・添付資料 7-2：公共政策大学院（公共法政策専攻）自己評価報告書（平成 25 年度）
- ・添付資料 7-3：公共政策大学院（公共法政策専攻）自己評価報告書（平成 27 年度）
- ・添付資料 7-4：公共政策大学院（公共法政策専攻）自己評価報告書（令和元年度）
- ・添付資料 7-5：東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員会〔平成 25 年度〕評価結果
- ・添付資料 7-6：東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員会〔平成 27 年度〕評価結果
- ・添付資料 7-7：東北大学法学部・法学研究科外部評価結果ウェブサイト  
(<http://www.law.tohoku.ac.jp/about/evalations/>)
- ・添付資料 7-8：東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員会〔平成 29 年度〕評価結果  
<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/about/hyoka/20180419/gaibu-hyouka.pdf>
- ・添付資料 7-9：東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会〔令和元年度〕評価結果
- ・添付資料 7-10：令和 3 年度(2021 年度)東北大学公共政策大学院学生便覧

#### 項目 20：情報公開

各公共政策系専門職大学院は、点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

7-6：点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第 109 条第 1 項）〔F 群、L 群〕

7-7：認証評価の結果を学内外に広く公表しているか。〔A 群〕

7-8：公共政策系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームペー

ジや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。(「学教法施規」第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項)〔F 群、L 群〕

7-9：情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

#### <現状の説明>

これまで刊行した『自己点検・評価報告書』は、全構成員に配布してその結果を学内に周知しており(資料 7-7)、外部評価委員会の評価結果については、法学研究科のウェブサイト上(資料 7-11)で公開している。また、2012 年度、2017 年度に受審した大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価の結果については、本大学院のウェブサイト上で公開しており、学内外に広く公表されている(資料 7-7)。(評価の視点 7-6、7-7)

本大学院では、カリキュラム、シラバス、催し物の案内、学生の学習活動等を随時ウェブサイト上で公開している。また、毎年『大学院案内』を作成し、オープンキャンパスや入試説明会等の機会をとらえて広く配布している。(資料 7-12) (評価の視点 7-8)

また、「公共政策ワークショップ I」の活動や政策提言については、新聞等のメディアを通じて情報発信も行っている。「公共政策ワークショップ I・II」の成果を社会還元することは、本大学院が当初から念頭に置いていたものであり、それに相応しい高いレベルの成果物をまとめることができるよう、今度とも努めていきたい。(評価の視点 7-9)

なお、こうした情報公開に際して個人情報保護を損なうことがないように、東北大学個人情報保護規程等に従い適切な取扱いを行っている。(資料 7-13、資料 7-14、資料 7-15、資料 7-16)

#### <根拠資料>

- ・添付資料 7-7：東北大学法学部・法学研究科外部評価結果ウェブサイト  
(<http://www.law.tohoku.ac.jp/about/evalations/>)
- ・添付資料 7-11：東北大学公共政策大学院ウェブサイト〔自己点検評価・外部評価〕  
(<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/about/hyoka/>)
- ・添付資料 7-12：東北大学公共政策大学院ウェブサイト  
(<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/>)
- ・添付資料 7-13：国立大学法人東北大学個人情報保護規程
- ・添付資料 7-14：国立大学法人東北大学個人情報保護細則
- ・添付資料 7-15：国立大学法人東北大学情報公開・個人情報開示等委員会規程
- ・添付資料 7-16：国立大学法人東北大学情報公開取扱要項
- ・添付資料 7-17：東北大学大学院法学研究科・法学部『研究・教育の概要第 14 号』
- ・添付資料 7-18：東北大学概要 2021

### 【7 点検・評価、情報公開の点検・評価】

#### (1) 検討及び改善が必要な点

本大学院は、項目 19 において述べたとおり、開学以来、点検・評価のための仕組み・組織体制を整備して、教育研究活動等の改善・向上に結び付ける取り組みを組織的かつ継続的に行っている。

また、項目 20 において述べたとおり、情報公開についても、本法学研究科の自己評価および本

大学院独自の自己点検・評価や外部評価委員会による評価および認証評価の結果を広く学内外に公表しており、社会に対する説明責任は十分に果たされていると考える。また「公共政策ワークショップⅠ」の政策提言をはじめ、本大学院の活動状況を積極的に情報発信しており、社会還元という点でも相応の成果を挙げているものと自負している。

2017年度の大学基準協会による公共政策系専門職大学院認証評価において指摘を受けた問題点（勧告・検討課題）については、いずれもFD懇談会、評価改善・基本戦略委員会、教務委員会、本大学院運営委員会などの場において検討を行った。それを踏まえて、勧告を受けた問題点についてはすみやかに改善策を講じた。

検討課題だったカリキュラム、シラバス、定員管理に関しては、具体的な改善策を複数打ち出し、課題の改善を一定程度実現できたと認識している。今後さらなる改善を目指して、必要な追加措置を検討・実施する予定である。専攻名・学位名に関しては、その由来・意味を詳しく説明するという対応を行った。成績評価に関する問い合わせの仕組みの見直しについては検討を行ったが、コンセンサスが得られなかったため、今後も検討を続ける必要がある。

本大学院は、2019年に新たな外部評価の役割を兼ね備えた教育課程連携協議会を立ち上げ、外部委員より有益な指摘・助言を得た。ただし、実務に携わっている外部委員は、やむを得ないことながら、もともと公共政策大学院という教育機関そのものに馴染がなく、それらの委員に対して公共政策大学院の仕組みをブリーフィングすることに当初の想定以上に時間を要したため、本大学院固有の状況を踏まえた協議の時間がかならずしも十分に確保できたとはいえない。この点は、次回の協議会に向けて改善策を講じる必要がある。

## （2）改善のためのプラン

本大学院は、目下のところ、2017年度認証評価で示された検討課題の改善に取り組んでいる最中であり、引き続き評価改善・基本戦略委員会とFD懇談会が中心となって改善策の効果を見極めながら適宜追加の措置を講じる計画である。

教育課程連携協議会での協議内容のさらなる充実をはかるために、次回の協議会では、なるべく同じ外部委員に参加していただき、前回の協議会の内容を踏まえた評価をしていただく計画である。

## 終 章

### (1) 自己点検・評価を振り返って

今回、「公共政策系専門職大学院基準」の7つの大項目に沿って自己点検・評価を行い、以下のような結果が得られた。

まず、各項目の「公共政策系専門職大学院に求められる基本的事項」、L群の「公共政策系専門職大学院に関わる法令事項」については、概ね本大学院は期待される基準を満たすか、それを上回る実績を挙げているといえる。

F群の事項のうち「教育課程の編成」（評価の視点 2-3）に関して、経済学系科目の分野の充実が開学以来の課題であったが、2017年度以降複数の措置を講じ、一定の改善を実現した。基幹科目の「公共政策基礎理論」の内容改善および基幹科目・展開科目の体系的見直しも実施した。「授業評価・シラバス」（評価の視点 2-25）に関して、シラバスの記述が不十分な科目があったが、その問題を解消した。

L群の事項のうち、「法令遵守に関する事項」については、「定員管理」（評価の視点 4-6）において早急な手当てを要する課題（入学者減少）があったが、これも2017年度以降の措置によって大幅に改善された。2017年度に実施された認証評価では「単位の認定、課程の修了等」（評価の視点 2-11）に関して、学部の科目を修了要件に加えることが可能となる制度上の瑕疵が指摘されたが（勧告）、この問題は同年度中に二重、三重の再発防止策を講じたことにより、解決された。

また、L群の重要課題であった教育課程連携協議会の設置および同協議会からの意見聴取を2019年度に実現した。（評価の視点 2-4、2-5、2-33）

F群およびL群の項目に関しては、「公共政策ワークショップ I・II」を中心に実践教育が充実していること（評価の視点 2-2）、実務家教員が人数と質の両面で充実していること（評価の視点 3-4、3-5）は、本大学院の長所として挙げるができるものと判断している。その他、「履修指導等」（評価の視点 2-16）および「教育形態に即した施設・設備」（評価の視点 6-1）についても、十分評価すべき水準にあるものと判断している。

各項目のA群「当該公共政策系専門職大学院固有の目的に基づき、その特色を伸張するための必要な事項」については、全体として本大学院は多くの特色ある取組みを行っており、評価すべき水準にあるものと判断している。

2016年度に定員管理をめぐる状況が看過しえないレベルまで悪化したこと、また、2017年度認証評価をつうじて複数の課題が浮き彫りとなったことを主たる契機として、本大学院は過去5年間強い危機感・緊張感を持って自己点検を続け、課題の解決・改善に取り組んできた。その際、本大学院が所属する東北大学大学院法学研究科および東北大学本部から支援を得られたことも幸いして、本大学院が抱えていた課題の改善をはかることができた。ただし、志願者数が頭打ちの状態であるなど、依然として本大学院を取り巻く状況は予断を許さないものであり、今後も緊張感を持って自己点検を続け、課題解決に臨む所存である。

### (2) 今後の改善方策、計画等について

本大学院としては、現在のあり方の長所や公共政策ワークショップの成果を一層アピールできるように、「公共政策ワークショップ I・II」の連携機関への政策提言や働きかけに努める所存である。また、東北地方の自治体や企業とのパートナーシップの強化、同窓会組織のネットワーク補強、SNSなどを活用した対外発信の多様化といった取組みにも今後は一層力を注いでいきたいと

考えている。

そうした改善や新たな取組みによって、今後とも、本大学院の特性を生かしつつ、公共政策に関わる教育・人材育成機能の向上に努めたい。